

| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
|     |     |     |     |      |       |

| 予算特別委員会会議録（６） 13.1定 |                                                           |     |          |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----|----------|
| 日 時                 | 平成13年 3月14日（水）                                            | 開 議 | 午後 1時30分 |
|                     |                                                           | 閉 会 | 午後 5時18分 |
| 場 所                 | 第 2 委 員 会 室                                               |     |          |
| 議 題                 | 付 託 案 件                                                   |     |          |
| 出 席 委 員             | 小林委員長、北野副委員長、横田・成田・中村・松本（聖）<br>・古沢・見楚谷・次木・武井・斉藤（陽）・秋山 各委員 |     |          |
| 説 明 員               | 水道局長、土木・建築都市・各部長、用地対策室長、市街地活性化対策<br>室長、下水道事業所長、ほか関係理事者    |     |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。  |                                                           |     |          |
| 委員長                 |                                                           |     |          |
| 署名員                 |                                                           |     |          |
| 署名員                 |                                                           |     |          |
| 書 記                 |                                                           |     |          |
| 記録担当                |                                                           |     |          |

## ○委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、成田委員、古沢委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

松本光世委員が成田委員に、中島委員が古沢委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に、斉藤裕敬委員が松本聖委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日は、自民党、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブの順といたします。

それでは、自民党。

## ○成田委員

### ◎勝納住宅について

それでは、勝納住宅の件でお伺いいたします。

今年から工事にかかるわけですが、工事中の地域住民との問題、それから、工事にかかわる道路の車の通行の取りつけ道路についてちょっとお伺いしたいのです。どのようになっていますか。

### ○住宅課長

ただいまの勝納住宅の建設に係る交通車両の問題でございますけれども、去る２月26日と27日の２日間にわたりまして、それぞれ若竹、勝納町会付近住民の説明会を設けてございます。そういった中で、当然、私どもは、騒音あるいは工事車両等々の中で、付近の住民の方にご迷惑をおかけする、こういった立場でご説明申し上げたところでございます。そういった中で、やはり、交通車両及び工事車両等の出入りの関係では、住民からのそういったご意見をいただいております。

そういった対策につきましては、十分、工事業者の車両の出入り、あるいは期間中の駐車場の位置、こういった部分はできるだけ取得した用地の中でそういった部分の駐車場の確保、それと工事の出入りにつきましても、できるだけ道道臨港線があるから、入るのに、既存の宅地街は極力避けるようにということで指導していきたいというふうに考えてご説明申し上げまして、住民の方からはご理解を得たというふうに考えてございます。

## ○成田委員

あそこの臨港線から入るのは、一方通行の形をとられるわけですか。運河側の方から来る方向しか進めないのです。僕はあそこの地域に住んでいるものですから、標識もないところなので、右折してきた車があるわけです。そういう危険度もありますので、十分、あの辺は、できることなら臨時の信号機でもつけてもらえれば、工事車両にもいいのではないかと思いますのですけれども、その辺の考えはどうですか。

### ○建築課長

ただいまの成田委員のご質問でございますけれども、工事中につきましては、私どもは、受注業者が決まった段階で工事施工計画書を提出していただき、うちの方の市側と協議し、工事車両については、今お尋ねの物件でございしますが、小樽方向の今のズームのパチンコ屋の方、あれから迂回した中で、臨港線に乗って、左折でもって工事車両を入れるといった計画をしてございますので、付近住民についても、迷惑がかからないように、また、事故が起らないように徹底し、指導してまいりたいと思っております。

## ○成田委員

できるだけ、交差点が近いので、十分配慮しながら進めていただきたいと思います。また、地域住民の意見も十分取り入れてやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

### ◎小樽公園の再整備について

質問を変えます。公園の方でお伺いします。

小樽公園の再整備計画について、今、どのような形で進んでおられるのか、どういう動きでおられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○公園課長

小樽公園の再整備なのですけれども、昨年、土木部の若手10名を推薦していただきまして、その中で、3回、現地を見たり、それから、将来の公園をどういうふうにしていったらいいかという絵をかいていただいたり、そういう形で会議を持ちました。今年は、関係各部の皆様方に集まっていただきまして、詳細を詰めていきたい、このように考えております。

#### ○成田委員

昨年の質問の中でお伺いしたのですけれども、利用度の高い施設と、利用度の低い施設があると思うのです。その点について、利用度の低いものをなるべく利用度の高いものにしていく考えがあるのか、それとも新たなものを設置していくのか、その辺も考えていただきたいと思います。

それと、前の古い施設が中にあると思うのです。例えば、失対の建物など、今利用しているかどうか分からないのですけれども、その辺も含めて考えていただければと思ってますし、その辺はどのような考え方でおられるのか。

#### ○公園課長

都市公園の中には、建てていいものと、建ててだめだというものがございます。昔からずっと据え置きでもって建ててあるものもありますけれども、なかなかすぐ撤去というわけにもいきませんので、使用できるものは使用していかなければならないなど考えております。失対の建物もありますけれども、3月で失対事業というものが完璧に終わるということになっておりますので、その後の失対の建物の計画というものを考えていこう、このように考えております。

#### ○成田委員

今後の進め方や、失対事業が今年で完結するということで、新しいものに入れ変わっていくのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

### ◎融雪施設設置貸付事業について

それでは、また質問を変えますけれども、融雪施設設置貸付事業というのが昨年から行われまして、3億円の予算がついています。1口100万円になっていますけれども、これは、個人的に融資している事業ですね。

その中で、何人かグループをつくりまして、近所の人たちが集まってそして、融雪施設をつくりたい、その施設を含めた形で考えられるのかどうか、そういうスタンスがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

#### ○（土木）管理課長

個人で何人か集まってとなりますと、当然、これは助成ではなくて融資ですから、債権債務の関係で、一つのまとまりが法人格も持たないわけですから、そういう相手と、それから債権債務の関係もあって、これは無理だと思います。

ただ、そういった中で、これはあり得るかどうか分かりませんが、話し合いの中で、だれかが代表して個人でいわゆる取りまとめをして返済をしていく、借りる、そういうことであればこの制度には乗っていくとは思いますが、いわゆる個人が何人か集まってグループで対応するというのは難しいと思います。

#### ○成田委員

今、難しいという話を受けたのですけれども、例えば、町会単位だとか、通りに面している人たちがみんなで話し合って、小樽市に、1人で借りるとなったら100万円の5年間融資で借りるわけなのですけれども、5人でしたら20万で済むわけです。10人でしたら10万で済むわけです。そういうものが、地域住民の人たちが自主的に自分たちの

周りの環境を整備しようという形で整備されることについて、市として協力できるものであれば、協力してもらえ  
る制度を、せっかくここまで、個々に貸しているものがあるのですから、それを何人かのそういう組織ができた場  
合に、そういうのができる制度をつくってはどうかと。

それを設置する場所は、市の財産でもなければ個人の財産でも、債務の形になるので大変だと思いますけれども、  
地域にそれぞれ、冬期間になると、子供の遊び場だとか遊園地などがありますので、遊園地に雪を投げたらだめ  
ですと言っても、地域の人たちは利便性として雪を投げているわけです。そういうことを利用してこれが設置がで  
きるかどうか、その辺も含めて考えがあれば示していただきたいなと思っております。

#### ○（土木）管理課長

前段の質問で、個人が代表していわゆる市と債権債務を持つという形であれば、グループを組んでも一つは考  
えられるということで、ご確認いただきたいと思えます。

それと、町会につきましては、この制度は、検討していくに当たりまして、４月から発足したのですが、２年ぐ  
らい検討してきております。その中で、町会を対象にすべきかどうかということは、これは検討しました。

ただ、制度が発足する前に、個人からの問い合わせというのは相当件数がありましたが、町会からのそういう要  
望というか、そういうものはほとんどなかったという状況でした。

これは、成田委員がおっしゃいましたように、地域が、その町会の地域を除雪して、それを融雪機を使って処理  
するという場合に、設置箇所数の問題もありますし、敷地の確保の問題もあります。それから、１回の助成で済む  
のではなく、いわゆる５年間、この制度に乗せるとすれば、５年間の返済ですと引きずっていくわけです。それ  
と、ずっとこれは維持管理、いわゆる町会のどなたかがどういう形かは別として、管理していかなければなら  
ないというような、こういった難しい現実的な問題があるから、町会からの要望というのはないのだろうというふう  
に判断をいたしまして、去年の４月は、当面、個人を対象にしてスタートさせようということでスタートしました。

現在、個人は 320件ぐらい来ているんですが、融資しましたが、町会からの問い合わせというのはないです。  
ただ、いずれにいたしましても、検討してきた経過もありますので、具体的なそういう要望、意見はあるのですよ、  
そういうご意見は。でも、要望としてはまだ上がってきていないものですから、仮に上がってきたとすれば、内容  
等のお話を十分伺って検討していくということは考えていかなければならないというふうに思っております。

#### ○成田委員

話はわかりますけれども、例えば、個人の人たちが何人か集まって、また、商工会という会がありまして、その  
会の中で、通りに面している中で、排雪路線でもなければ、除雪路線でもない、そういうところで、自分たちも力  
を合わせて、金を出し合って排雪している地域の人たちもおります。その人たちは、自分たちの実費で排雪したり  
除雪したりしているわけですが、その人たちを緩和する施設というか、そういうものをつくることによって、  
地域の人たちは排雪しなくてもよくなるわけですよ。

そういうことについて、一度、考えるスタンスを持っていただけたらと思っています。せっかくできた融雪施設  
の貸出事業ですから、それを含めた形で、もし相談があったときに、ぜひそれを受ける窓口をつくっていただ  
きたいと思えます。よろしくお願いします。

#### ○横田委員

##### ◎小樽公園の整備について

今、成田委員の方から、小樽公園の整備についてお話があったので、ついでと言っては変ですが、公園課の方  
ではこれからいそ検討していくのだということです。

一つは、頭の片隅の方に入れておいていただきたいのは、体育館前から出て、ずっと球場の裏を回るマラソンの  
コースと申しましょ、それがああるのです。あそこの裏の方で、夜になると非常に暗くて、トレーニングとい

ましようか、走ることができないようなところが、２カ所ほどというか、２カ所ほど電気をつけていただきたいところがあるらしいのです。ただ、私も実際に現場を見ていないのであれですが、検討の中に入れていただきたいと思います。

夜は走るなどと言われると、それまでですけれども、夜でなければ走れない方もおりますので、そのことはひとつよろしくお願いします。

私の方から、２点ほどお伺いいたします。

### ◎旧手宮線の件について

まず、建築都市部の方に、旧手宮線の件についてお伺いいたします。

これまでも、市街地活性化特別委員会、建設常任委員会等の場ではいろいろ出ておりますので、重複する部分があるかと思いますが、私なりにちょっとお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

本予算で１億 ４,０００万円ですか、手宮線の一部といえましょうか、５４０メートルを取得するということですが、本予算は一応は取得費だけと考えてよろしいですか。

### ○都市環境デザイン課長

今の手宮線についてのご質問でございますけれども、今回の予算にのせております１億 ４,０００万円につきましては、用地取得にかかわる経費ということでございます。

### ○横田委員

当然、買った後に整備されると思います。ある報道では、跡地は、現在、砂利の上にまくら木と線路が敷設されている。これを生かしたまま、線路の両わきを舗装するほか、植樹やベンチ、あるいは旧手宮線の歴史を説明する看板などを設置する云々とありますが、これは、そうしたら、当初予算はないわけですが、補正を組んで年内ということのお考えでしょうか。

### ○都市環境デザイン課長

整備についてでございますけれども、具体的な、本格的な整備というところまで、話の方向としてはまだ進んでいないという現状を踏まえた中で、５４０メートル、約 ６,２００平方メートルの用地を取得するというの中では、今後、やはり管理をしていく上で必要な整備も考えなければならないということです。その部分については、土木部の公園課の方に今その計画についていろいろとご検討いただいております、それがまとも次第、第２回定例会等で補正をかけた中で整備に取り組む部分を考えていきたいというふうに考えております。

### ○横田委員

線路が敷設されたままということで、輸送系の可能性も残したまま、オープンスペースと、ちょっと玉虫色といえましょうか、いろいろとこれからの可能性を考えた扱い方かなと思います。

お答えがありましたが、市の中心部に ６,２００平米ですか、そういういわゆる広大な緑地ができるわけです。今言ったようにベンチ云々もありますが、お年寄りだとか、例えば目の不自由な方なんかが十分活用されることが予想されるわけです。

そこで、新しい公園をつくる場合に、例えば点字タイルあるいは手すりなど、こういったものの要望が非常に高いわけですが、この整備費の中で、予想される、今２定での補正というお話でしたが、どうでしょうか、今言った手すり、あるいは、点字タイル等々の設備なんかもご予定なさっているのでしょうか。これは、ぜひつけてほしいという住民からの要望が新聞などにございましたので、あえてお聞きいたします。

### ○都市環境デザイン課長

具体的な部分につきましては、後ほど土木部の方からのご答弁かと思いますが、基本的な部分では、歴史性がある場所でありまして、中心街に今までない憩いの場所が公的に創出されていくという部分で、本格的な整備ということにはなかなかないというふうには思いますけれども、そういうことをどうやって生かしていくかというこ

とは考えていかなければならないでしょうし、また、今まで、地域の考え方が、花壇だとか、そういうことでご利用されていた部分もございますので、地域の協働といいますか、コラボレーションというか、そういう形で整備の方向性も踏み出していかなければならないですし、まちづくり協議会だとか、各種団体のご意見も聞いて、整備の方向性を出していかなければならないという基本的なスタンスに立っているところでございます。

#### ○横田委員

お話はわかりますが、ひとつ、手すり等々、障害者に優しいということは、当然、お年寄りなんかに優しいことになるわけですので、その辺も視野に入れた全体的な整備ということをお考えいただきたいなと思います。

あと、大きい道路等の交差の部分です。今回ですと、浅草通ですか、それと、若干、仲見世通というのがあります。その辺の交差は、今までも議論されて、地下だとか上だとか、あるいは真っ平らというか、3通りしかないのでしょうけれども、その辺で今回は何か手をかけるお考えはあるのでしょうか。

#### ○都市環境デザイン課長

現在、浅草線のところの交差部分につきましては、ほど近いところに手押しボタンの信号がございますし、仲見世の部分でいきますと、交通量そのものはそれほど多くはないのですが、歩行者が横断する可能性が多くなりますので、その辺の対応策というものは考えていかなければならない、そういうふう考えております。

#### ○横田委員

走る話ばかりで申しわけないですけども、540メートルを行って帰ってくると、1キロくらいです。まちの中でそういったスペースはないわけですから、ランナーが走るのに車の通過を待つということ、おわかりだろうと思います。何といいましょうか、札幌の自転車道路なんていうと全部一体になっていまして、ずっといつまでもどこまでも走れるというようなところがありますので、ひとつ、交差の部分は、信号をずっと待っているのか、それとも、輸送系になると、踏切をつくるという話にもならないでしょうから、いずれ、どちらか、あるいは何かいろいろな考え方を示さなければならぬと思いますので、その辺をひとつ早急に計画をお願いいたします。

あと、市民からもう1点要望があったのは、先ほど、非常に歴史的に大事なところですから、歴史的な看板の設置云々というお話、あるいは報道がありましたが、公園として、ひとつS Lをどんと置いて、それをそのままどうだというお話があります。岩内の運動公園は、私はちょっと前に実際に見たことがあるのですが、たまたま運動公園にどんとS Lが置いてありまして、幼稚園の園児なんかがたくさん来て、本当に触れて大騒ぎでわいわいやっているのを見たことがあります。釧路も、釧路は見たことがないですが、釧路の幸町公園というところにも大きいS Lがどんと置いてありまして、市民がいろいろ触れて、触れてといいいましょ、楽しんでます。

そういうことで、小樽も、本当に北海道発祥の地で、草分けですが、貴重な線路ですので、ここに使わないS Lを置いてはどうかなどという話も相談されたことがあります。鉄道記念館がありまして、そこまで行けばというお話になるのかもしれませんが、やはり、まちの中にそういったものがあってもどうかということを思います。

武井先生、J Rで余っているのはないのですか。そういうものがあれば、いただくような格好で、これは市民のそういう要望があったということでご答弁は要りません。

最後に、今言ったように、貴重な、手宮からずっと南樽まででしょうか、2.8キロの通りがあるわけですが、現在、雪あかりの路ですか、今回、取得したところを使っているようです。これを、次にいつ買うのだという話になるとなかなかご答弁できないでしょうけれども、市で買えなくて、例えばJ Rがどこかの有力な企業が買いたいと言った場合に売ってしまうということはないのかと。そうすると、切り売りといいいましょ、ここは市だ、あるいは民間だというふうになってしまうと、ずっと延々と続いていた通りが何かおかしくなってしまうのかなという気がします。その辺はどうでしょうか。

#### ○都市環境デザイン課長

今回、ＪＲ北海道と用地の取得に関して協議をした中でも、そのお話が出てきておりまして、市としては、手宮線としては、一体的に公共・公的空間として持っていきたいというお話をさせていただいております。

そういうことで、残りの区間については、切り売りということではなくて、今までどおり、ＪＲの方でいまいち早く持っていっていただきたいと。そういうような条件の中で、今回、中心街までの 540メートルを取得していくということでお話をさせていただいたわけです。

### ○横田委員

ＪＲにはお願いしているというお話ですが、ＪＲも今は企業ですので、なかなか市がこうやって売れないで、どこか買い手が出てきて、いい値段でというふうになると、どうなのかなという感じがします。市民の声なんかも、当然、輸送系も視野に入っていれば、ずっと長い部分ということになるでしょうから、そういった声もよく聞いて、今後の対応をしていただきたいと思います。

この問題はずっとやっておりますので、私が、どうせよとか、輸送系にせよとかなんとかといった議論はいたしません。一つは、大変恐縮ですが、私は当時の稲穂東 8 丁目で生まれまして、この線路に毎日遊びに行っておりました。非常に愛着があるといえましょうか、操車場にガードがあったときも当然覚えていますし、色内駅から汽車に乗った記憶もありますので、何とか市民に有効なスペースを残していただきたいと思います。

### ◎急坂の除雪と砂散布の件について

それともう 1 点、土木部の方にお聞きしますが、除雪の関係になります。

急坂対策と申しまししょうか、具体の地域で申しわけないのですが、新光の 4 丁目、5 丁目は、ご存じのように、大変な急坂で、一部はロードヒーティングになっているところもあります。

それで、砂を散布していただいているのですが、まさしく今日、住民の方が家に来てお話があったのですけれども、道路が出ているにもかかわらず、砂をどんどんまいていっている、業者の方がですね。それで、掃除をするのに大変だということです。具体的にどのぐらいかというと、今年の冬に入ってから、それをとってごみ袋に入れているそうですが、それが 16 袋になったそうです。解けますと、当然のように、急坂ですから、流れて下水に流入していく、詰まる、掃除も大変だということなのです。

今、砂まきの仕組みといえましょうか、システムといえましょうか、どういったときにどのようにまいて、その頻度はどのなかだとか、あるいは、どのぐらいの量をまくのか、一冬ということではなくて、1 回にぐると回るときにです。のべつまくなしにまくところは決まっているので、果たして雪がなくてもまくような仕組みになっているのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいのです。

### ○土木事業所長

ただいまの砂関係につきましては、我々の方で、市内全域を 3 ブロックに分けてまいております。この散布につきましては、事前にまずパトロールをいたします。それから、我々の方から、マイコスという気象情報を提供します。それに基づいて、それぞれ委託業者が判断をして、必要ならば、早朝あるいは夕方、2 回は通常まくようになっております。また、さらに、つるつる路面が発生した場合には 日中もまくように指導しております。

ただ、今、市民の方々が言われた、まかなくてもいいと委員の方から言われたのですけれども、道路でアスファルトが出ていまして、サイドにまだ雪山が残っております。したがって、暖気になってきましたら、雪山の雪が解ける水でもってちょうど路面が濡れまして、朝夕はブラックアイスバーンになります。そういうこともありまして、多少まかなくてもいいと皆様は思うかもしれませんが、歩行者対策なりのためにまいているのが現状であります。

ただ、どうしてもまかなくてもいい、むだなことをやっているというのならば、我々も、業者の指導を徹底してまいりたいと考えております。

それから、今、我々は機械でまいております。まく量といいますと、大体 1 平米 200 グラム程度を散布量の目安

としてやっております。

#### ○横田委員

確かに、ブラックアイスパーンだとか、そういった面がご心配でまかれるというのはわかるのです。ですが、自宅の目の前で見ている人は多分一番わかると思うのです。必要がないと。それで、実際、その方も、業者の方に、いいと、ここはまかないでちょうだいと言っても、いや、まかななければならないのだというお話だそうです。

私もちょっと現場を見てきましたが、本当に、周りの雪も真っ黒になっているのです。ですから、もちろん環境に悪いことは重々知っているのしょうから、事故とどちらがということになるのかもしれないけれども、ひとつ、砂まきの仕組みというのでしょうか、その辺ももうちょっと、おっしゃったように考えていただければと思います。

あと、冬が終わった後に、当然、砂だらけになっているわけなのですが、この清掃に市の方から来るのが6月ぐらいだということです。6月頃に、自転車か何かでペアで来るわけです。委託されているのだと思いますが、6月ごろです。6月には、すっかり自分たちでそこをもうすっかりきれいにしているのです。雪解けでごちゃごちゃになってしまったら、ぱっと掃除をするわけですから、6月ごろに来られても、大したことは、下水の詰まりだとか、その辺の細かいところはあるでしょうけれども、これをもう少し早くできないかという要望ですが、いかがでしょうか。

#### ○土木事業所長

確かに、冬が終わりまして雪が解けましたら、せっかくの砂が今度はごみのようになって皆さんにご迷惑をかけているのは事実でございます。

したがって、我々は、春先、まず、できるだけ早い時期に、路面清掃と側溝等のしゅんせつを委託業者の方に発注はするのですが、何しろ、我々も3月いっぱいまでは職員がステーションに張りついております。したがって、雪が解けて4月になりまして、すぐ設計するといっても、なかなか時間的な余裕もなくできない状態がございます。その中で、大体、4月下旬から連休明けぐらいには、通常でしたら、都心部を中心に清掃なり側溝しゅんせつはやっております。たまたま、先ほどの新光5丁目の方は確かに遅くなるかもしれません。だけど、なるべく早く対応するように、今後努力してまいりたいと考えております。

#### ○横田委員

除雪の補正も組まれてございますし、もちろん、決して砂がむだだとは言いません。けれども、明らかに路面が露出しているところにはまく必要はないのかなと。そういったことで、業者の指導等をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

#### ○委員長

それでは、自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

-----

#### ○古沢委員

##### ○バリアフリー等住宅改造資金融資条例について

議案第34号について、先にちょっとお伺いしたいと思います。

バリアフリー等住宅改造資金融資条例ですが、この条例案の附則に、「小樽市住宅建設資金融資条例は廃止する」とあります。それで、現行の住宅建設資金融資条例の目的は何であったか、ちょっとお知らせください。

#### ○（建都）小紙主幹

小樽市住宅建設資金融資制度の大きな目的といたしましては、持ち家住宅の促進ということでございます。

#### ○古沢委員

そうしますと、第34号の条例案の第1条の目的ですが、ここで言う目的とは、言ってみれば、似て非なるものと



いいですか、全く違うものとは言い切れないかもしれませんが、目的は大分違うと思いますけれども、いかがですか。

○（建都）小紙主幹

この住宅建設資金融資制度の廃止とバリアフリー制度の目的ということでございますが、住宅建設資金の融資制度が、近年、利用が大幅に減少してきたという状況の中から、この制度についての見直しを検討してきたという状況であります。この見直しという中で、住宅建設資金のこの制度の継続あるいは住宅改造への支援というようにいろいろな要素の中から、総合的に検討した中で、今回、住宅改造という形で条例提案をさせていただいておりまして、目的は、持ち家促進と住宅改造という違った形となっておりますが、出発点としては、住宅建設資金の制度の見直しから始まったということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○古沢委員

最近の実績でいいのですが、住宅業界の方の事業実績の資料をお持ちでしたらちょっと教えてください。

○（建都）小紙主幹

もちろん、昭和52年度から実施しておりますが、直近5カ年の実績で申しますと、新築1件、融資総額で120万というふうになってございます。

○古沢委員

昭和60年代に入ってから、この住宅融資制度の利用実態は急激に減ってきて、今ご報告いただいたように、ここ数年といえば、直近5カ年で1件ですから、なきに等しいわけです。その理由は主に何が考えられますか。

○（建都）小紙主幹

利用が下がってきたという部分の理由でございますが、この制度は、先ほど申しましたように、持ち家住宅の促進ということを目的として実施してきた制度でございます。52年から60年にかけての当時の時代背景といたしまして、住宅を建てる際に、基本的には住宅金融公庫を利用するのではないかとという中で、公庫の融資は、建設資金を満額融資してもらうという状況ではなかったということで、自己資金、いわゆる頭金の部分でどうしても不足するということがあったということで、その部分を補完する目的でこの制度が立ち上がったということでもあります。

しかし、近年、住宅金融公庫の制度が充実してまいりまして、割増融資だとか、場合によっては満額を借りられるというような状況下の中で、あえて市の制度を使わなくても、住宅建設に対しては十分対応できるというような状況になったというのが一番大きな理由なのかなというふうに考えております。

○古沢委員

もう一つは、金利の問題も多分にあるのだと思うのです。ですから、実際は、大きな役割を發揮してきたのだけれども、近年は、その役割、使命が終わったと。結局は、皮肉っぽく言えば、役割を果たした時期から、そもそもは市民が利用する上で大いに役割を發揮したのだけれども、その後、環境の変化に伴って、引き続き市民が利用しやすい状況に改善というか、手をつけないできた結果、やはり、時代に取り残されてしまったような制度になってしまったのではないかと。例えば、公庫等より安い金利に切りかえるとか、そういったことがあれば、まだまだ市民が利用したのではないかと。と思うのです。

一つだけ、なぜ今のことをお尋ねしたかといいますと、この議案を読んで、附則のところに行ってちょっと疑問に感じたのです。そもそも目的が違う条例、新しい条例を立ち上げるときに、目的の違う条例を附則で廃止してしまうということで、法制執行上の問題としてこれが適切なかどうかという疑問が最初にあったのです。言ってみれば、我が家の家訓を決めるに当たって、親戚とはいえ、隣の家の家訓を廃止すると決めてしまうに等しいようなことをやっておられる。わかりやすく言えばそういうことで、ちょっとどうなのかなと思って、それで、実際に住宅の融資条例の実績はどうだったのかなということでお尋ねしたわけです。それ以上の何物でもありません。

◎勝納住宅団地について

次に、勝納団地についてお伺いしたいと思います。

成田委員からも出ておりましたけれども、さきに資料を提出いただいております。

一つは、勝納住宅の付近の見取り図、それから配置図と立面図、これについて提出いただいておりますので、これを参考にしながらお伺いしたいと思っております。

その前に、幾つかの点でお尋ねしておきたいと思います。

平成13年度の住宅事業の特別会計で、公営住宅の建設事業費として、この勝納住宅、５階建ての54戸分及び集会所分、これが計上されています。

勝納住宅の中で、54戸プラス集会所、つまり１号棟分の総事業費は、そして、その執行の年度別内訳をちょっと教えてください。

#### ○住宅課長

勝納住宅の予算の関係でございますけれども、１号棟につきましては、13年度に５億円、それと、14年度完成を目途にしてございまして、それが５億円、総事業費で10億円ということで予定してございます。

#### ○古沢委員

昨年３月、全く１年前の予算、分権の特別委員会で、勝納住宅の用地取得の１年おくれ、当初計画から１年おきているということの関連で、１号棟が13年、14年、そして２号棟の建設工期で１年飛ばしが生じていて、当初は３年で１号棟、２号棟の計画、整備プログラムなのですが、１年飛ばしが生じて４年間かかる。そういうふうになって、２号棟の完工は16年になるというふうに答弁をいただいておりますが、その点の確認をいただいて構いませんか。

#### ○住宅課長

今の着工の部分ですけれども、一応、再生マスタープランでは、用地取得を11年、そして、工事については12年からということで計画してございましたが、用地取得については、11年が12年、これにつきましては、道道臨港線、あとは用地取得の部分がございまして12年度にずれ込んだこういった経過がございます。

また、３カ年が４カ年という件につきましては、工期の部分、あるいは、財政的な事情がございまして、３カ年が４カ年と、こういうふうなことで整理させていただいております。最終的には、終わるのが16年ということになってございます。

#### ○古沢委員

そのときにお伺いしたのですが、勝納住宅がおくれるということで、奥沢のＢ棟、天神の用途廃止、これについても計画どおりにはいきませんねということでお尋ねしていたのですけれども、見ましたら、天神は13年度に計画どおり用途廃止になりますね。１年前は、用途廃止がずれ込みますというふうに伺ったと思うのですが、いかがですか。

#### ○住宅課長

勝納の住宅を建てる目的といたしましては、今申し上げたように、用途廃止を予定してございます奥沢あるいは天神、それと、これからオタモイの建てかえに入ってくるわけですが、その移転先ということを目的として計画されたものでございます。

それと同時に、天神につきましては、実際、１年ずれ込みましたので、本来ならば14年というふうなことになるかと思うのです。

けれども、たまたま天神につきましては、宏栄社の借地の方に住宅を建てたという経緯がございます。それと同時に、宏栄社側の方から土地を借りている関係上、あそこの土地を利用したい、こういった旨の報告がございまして、そういった中で、入居者の部分についても宏栄社の方である程度そういった計画を持っているので入居についても検討したい、こういうような旨のお話がございました。そういった中で、一応、ある程度の部分の計画が進め

られる見通しが立ちましたので、13年度というふうに計画してございます。

### ○古沢委員

そうしますと、奥沢Bの用途廃止は、昨年、答弁いただいたように、13年度からずれ込んでしまうということについては間違いはないのですね。

### ○住宅課長

奥沢については、1年ずれ込みましたので、これにつきましても、入居者説明会を奥沢の方で開きまして、一応、14年の1号棟が完成して、そこで入居していただくような形での入居説明会をしてございます。

### ○古沢委員

これもちょっと確認いただきたいと思うのですが、今進められている市営住宅の再生マスタープランは、国の補助事業ですから、差し当たって、20年までの建設計画、例えて言えば、整備プログラムで言えば、前期、後期と分ければ前期分、これについては既に国の承認をいただいている事業だと。その関連の中で、13年度の予算も、5億円のうち、2分の1の2億5,550万円が国庫補助になっていますね。そういう事業なのですが、勝納住宅がおくれることによって、結局、ところてん状態が起きて、オタモイ団地の建てかえ計画がおくれる。しかし、前期と、例えて言えばですけれども、20年の計画期間の中に、その他の、例えば最上、塩谷、それから新光の新規、これらの建てかえや新規の立上げ、この計画は20年の期間の中で進めますということで答弁いただいておりますが、これについてはそのとおりの理解でいいですね。

### ○住宅課長

原則的には、勝納は2年ぐらいおくれてずれ込んでございますけれども、私どもの現状といたしましては、再生マスタープランという基本的な計画を立てまして国の承認を得ている、こういった事業でございますので、基本的には、平成20年度の中で、年次的には現実に計画どおりに行くかどうかちょっとあれなのですが、その中で何とか顔出しというのですか、頭出しをしたいなというふうには考えております。

### ○古沢委員

頭だけですか。

### ○住宅課長

頭というのは、基本計画、実施計画、いろいろな部分で段階を踏んでいかなければなりませんので、そういった中で進めてまいりたいというふうには考えております。

### ○古沢委員

オタモイの着工年度は16年と既にお答えをいただいていることで、念のためちょっと確認いただきたいことがあります。

これも、1年前、オタモイ団地がいつから手がけられるのだというやりとりがありました。そして、ようやく出たのが16年という年次なのですが、そのときに、ちょっと気になるものですから、確認いただきたいのです。

他の会派の委員の方が質問して、勝納住宅がおくれているということは既にそのときで明らかになっていましたから、その質問のときに、念のために会議録を振り返ってみたのですが、勝納住宅は15年完工で、翌16年からオタモイが着工になるのですねというふうに市長にお尋ねしているのです。そして、それに答えて、市長が、オタモイは16年着工で最大限努力をしたいと答弁しているのです。

これは念のためですが、今確認したように、勝納住宅は16年完工なのです。そして、その並びでいくと、まさかオタモイ着工はその翌年の17年でございますというふうに変わる心配はないですね。

### ○住宅課長

基本的には、前回の市長答弁にもございましたように、オタモイについては最大限16年から本体着工に着手したい、こういうふうな市長のご答弁がございました。その受皿として勝納ということでございますので、当然、勝納

につきましては、13年度に着工しまして、1号棟につきましては完成が14年度になります。それから、2号棟につきましては、その後に着手していきますので、これにつきましては16年完工と。そうしますと、1号、2号棟でそれぞれ分散した中で移転というふうな形になろうかなというふうには考えてございます。当然、オタモイのかかわりにつきましては、現在、住んでおりますので、その入居者説明会の中で、段階的な移転の中で住戸があいた中で16年から取り壊していく、こういうふうな形になろうかなというふうには考えてございます。

### ○古沢委員

16年からやるということ考えているということについては確認いただけたと思います。

そこで、こういう質問をしたら大変おかしいと思いますけれども、それで大丈夫かと思って非常に不安なのです。

それで言いますと、20年までにやるということになりますから、最上のB団地は、正規プログラム上で言えば19年、20年です。塩谷のB、Cは18年から20年、それから新光の新規は17年から18年と。結局、オタモイがとろてんでちょっと押し出されておりますので、そうなりますと、こういうことになるのかということを確認いただきたいと思います。

平成17年度にオタモイの押し出された部分、オタモイのAと、新光の新規の分が始まる。平成18年がオタモイのBと塩谷のCと新光の新規、平成19年が最上のB、オタモイB、塩谷のC、それから、20年に最上のBと塩谷のCと。勝納団地ができた後の17年以降、少なくとも17年は2棟、18年、19年は3棟、当初計画より一つ多くなる。それから、20年は2棟というふうになっていますが、かなり押してくるのですけれども、大丈夫ですね。

### ○建築都市部長

先ほど課長から、マスタープランの中で何とか計画どおり、計画としては進めていきたいというお話をさせていただきました。今、委員がいろいろと年数で突き詰めて言われるとなかなか難しい答弁もしなければならぬのかなと思うのですけれども、どちらにしても、確かに2年おくらしているという事実がありますので、その影響というのが全くないとは言いきれません。ただ、現実としては、マスタープランを作成したということもありますので、何とかその中で事業を進めていきたいと。

ただ、これは、何度も言いますが、最終的に、予算面だとか、そういうものもありますから、原部が進めてきたとしても予算上で多少のオーバーフローといいますか、そういうことが出てくるということはあるだろうと思います。しかし、あくまでも、何回も言いますが、原部としては何とかそういう計画どおりに進めていきたいというふうには考えております。

### ○古沢委員

部長の答弁を返すようで申しわけないのですが、私も何回も言いますが、1年前のときに、この心配があって、それで、20年が、結局、後期の頭の部分まで入っていきますねということを心配でお尋ねしたのです。しかし、いやいや、そうはしないと。要するに、20年までは計画期間だから、押してくるのだけれども、おしまい、帳じりは合わせるのだというふうに答弁いただいている点なのです。

そして、具体的に見たら、18年、19年はこういうふうに3棟の計画をやらなければいけないという状況になるものですから、なお心配になってお尋ねしたので、ぜひ頑張ってください。

それでは、勝納住宅について、そういったことをおさらいしながら具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

まず、1点目は、勝納住宅の1号棟54戸の住戸の型別内訳、住宅の特徴、施設の概要について教えてください。

### ○住宅課長

1号棟の54戸の型別内訳でございますけれども、1LDKが20戸、それから2LDKが20戸、それに3LDKが11戸、それと、車いす対応住宅、これが3戸、これは3LDK規模ですけれども、それに集会室1戸、計でございますと55戸になりますけれども、その規模でございます。

また、建物の特徴でございますけれども、特徴といたしましては、先ほどもご議論いただきましたように、オタ

モイからの基本的な部分の移転先、あるいは用途廃止の移転先ということでまず建てるということでございます。また、移転先ということになりますと、オタモイにつきましては、高齢者単身世帯が多いという観点から、一応1LDKを通常の住宅よりも多目に設定しているというのがございます。また、先ほど申しましたように、車いす住宅の対応も3戸ということで多目にとってございます。

また、集会室の部分につきましても、従前は1階の方に置いてございましたけれども、広さを確保するため、構造上のこともございますが、5階の方に集会室を設置したいというふうに考えてございます。

大きな特徴としてはこのような部分なのかなというふうに思っております。

続きまして、施設の概要でございますけれども、概要につきましては、1号棟は54戸、あとは集会室でございます。また、14年からの部分の2号棟につきましては、戸数につきましては35戸ということで、計85戸、それに集会室というふうになってございます。また、駐車場につきましては、これは、現段階では54というふうにはなってございますけれども、最終的には大体7割程度ということになりますと、大体64くらいは設置可能なのではないかと。そのほかに、駐輪場、菜園といえますか、そういった部分です。それとごみ集積場、こういった部分で施設を整備していきたいというふうに考えてございます。

### ○古沢委員

1号棟は、14年ですか、14年の年度途中で完成して入居が始まると思うのですが、具体的にいつぐらいになりますか。

### ○住宅課長

1号棟の関係は、7月下旬ごろを予定してございますので、そうしますと、8月中旬が入居時期というふうに考えてございます。

### ○古沢委員

公営住宅法の第5条の2項で、整備基準、これは省令で定めた整備基準に従ってやるのだと、共同施設の整備も進めていくのだということが示されています。これを受けて、公営住宅等整備基準というのがあるわけです。その第5条で、公営住宅等の敷地の位置についてこういうふうに言っています。通勤・通学、日用品の購買、その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定しなさいというふうになっておりまして、この関係で幾つかまたお伺いします。

まず先に、児童公園、潮見公園というのが既に整備されています。この潮見公園は、さきにJRがたしか17区画だと思いましたが、当初の計画から後退して住宅を戸別に切売りをしたわけですが、こちらには既に入居されて市民の方が住まわれています。そこに隣接する児童公園で、潮見公園と言います。これは、市の開発指導要綱の第7条で言うところの公園だと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

### ○都市環境デザイン課長

この開発は、平成9年に行われておりまして、市とも協議をした中であいう開発がされたと。全体宅地としては、戸建てが17区画で、集合住宅用地は1区画という形で全体で18区画という区画になっておりまして、全体の開発面積が2万平米ちょっとという形の中で、その3%ということで潮見公園が3%以上とっていただきまして、1,100平米くらいの面積の公園を設置していただいたと。

今回、集合用地も含めた全体の敷地の中での面積ということでございます。

### ○古沢委員

潮見公園の用地なのですが、これは、市に無償譲渡されているわけですね。

### ○公園課長

帰属を受けまして、現在は公園課の管理、こういうことになっています。

### ○古沢委員

駐車場のことです。先ほど住宅課長から、１号棟にかかって54台分、おおむね全体で7割ですから、64とおっしゃいましたか。それで、提出いただいている配置図を見ていただいたらわかるのですが、いわば１号棟の立上げに伴って、駐車場整備されるのは54台分ですね。そして、２号棟寄りの方の空き地といいますか、ここに２号棟建設のときに検討を加えて必要な台数分がまた確保されるのだと思うのです。そこで、２号棟の、図面上で、配置図で言うと空き地の分のイメージ、計画といいますか、今、駐車場の足りない分が若干整備されるというふうにイメージとして一つは浮かび上がってきたのですが、全体の空き地の利用計画というのはどういうふうに考えておられるのか、ちょっと教えてください。

#### ○住宅課長

２号棟側の空き地の部分の利用でございますけれども、基本的には、委員がおっしゃったような形で、２号棟が完成したときに果たして54台で間に合うのかどうか、こういったことでそういったスペースの確保の部分でございます。基本的には、やはり、中心街に利便性の高い施設でございますので、そういった部分で今後の車のニーズ、あるいは出入りの中で確保していかなければならないスペースなのかな、こういうふうに考えてますので、当面の部分といたしましては、基本的には駐車場の用地というようなことで確保していきたいとは考えてございます。

#### ○古沢委員

先ほどの潮見公園の話にちょっと戻りますけれども、公営住宅法の整備基準や、それから、法律で言えば、公営住宅を立ち上げようとするその敷地内に、入居者の利便を考えて、児童遊園というのですか、そういったものを整備しなさいというふうになっているのです。この１号棟、２号棟に入居される方の側から考えれば、裏手に回って全然視界も何も及ばない潮見公園のところに子供を遊ばせるというのではなくて、目の前の空き地のスペースのところで子供たちが遊ぶ、そういう遊具施設、児童公園があった方が、利便上からいって絶対にいいということははっきりしているわけです。そういう計画は持たないのでしょうか。

#### ○住宅課長

今の空きスペースの部分でございますけれども、基本的には、先ほど申した答弁の繰返しになります。

ただ、そういった遊具施設云々というふうなお話になりますと、基本的には、この部分につきましては道路沿いに隣接している部分が多うございまして、そういった騒音問題も考えますと、ある程度、道路境界から建物の配置の部分まで、かなり10メートルないし13メートルという距離をとってございますので、そういった部分での緑地的な部分は整備していきたいなど。そういうことと同時に、先ほど申しました施設整備の中でも、菜園なんかの部分も確保した中で、そういった部分の緑地についての景観といいますか、そういった部分の広場についても確保しているというふうな状況になってございます。やはり、１回、この駐車場のスペースに手を入れますと、今度は車が出た場合に、また支障を来すのかなど、こういった部分もあります。今後そういった使用実態を含めて検討しなければならない部分があると思いますが、現段階では、その辺は考えてはございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

#### ○古沢委員

潮見公園は、ご存じだと思いますが、国道５号線に面したところです。しかも、１号棟から言いますと、ベランダ側からも目が届かない位置なのですね。２号棟は、かろうじて階数の上の人は目が届くのかもしれません。そういった意味で、使い勝手といいますか、親の気持ちからすれば非常に心配な位置に当たるわけです。

そういったことで、２号棟寄りの空き地の利用について具体的に計画を進めるときに、ぜひ取り込んで再検討いただきたいと思うのですが、そういう余地はないのですか。

#### ○建築都市部長

先ほど課長からもご報告してございますけれども、基本的には、当初から駐車場スペースという考え方をしていましたが、先ほど言ったように、現実として7割程度の利用かなということも含めまして、２号棟の部分についてどう

するかというのは今後の検討ということであります。

ここも、将来的に、もし駐車場を整備しなくて空き地になった場合はどうするのかというご質問だと思うのですが、けれども、この空き地については、最終的に、ここに住まれる方の自治会というのができると思いますので、そういう人方と相談をしながら、どういう活用をするかということは考えていきたいと思います。

ただ、大変恐縮ですが、児童遊園については、先ほど触れていました潮見カ丘公園ということで併設するということです。確かに、建物によって、陰で見えないということもあるかと思いますが、それは、団地の公園ですから、団地側の方からは見えると。それが理由になるのかといったらあれですが、そういう形もありますので、あちこちにそういう遊び場をいっぱいつくれば良いということも確かにあるでしょうけれども、そういうことも含めて、将来的にここが空き地になれば、もう一度繰り返しますが、この仮称勝納団地の自治会等と相談しながら、どうやったら一番いいのかということは検討していかなければならないというふうには思っております。現段階としては、その程度しか言えないと思います。

#### ○古沢委員

ぜひ、その余地はあけておいていただきたいと思います。

駐輪場についてお伺いします。これは、配置図を見ていただければおわかりかと思うのですが、１号棟、２号棟ともにですね。これは、配置図と立面図を見ていただかないと、位置関係がちょっとわかりづらいかと思います。

駐輪場は、いずれも、各棟の国道側、海側でなくて山側の１階部分につくられます。それで、まずは、駐輪可能台数はどの程度を考えておられるのか。

#### ○建築課長

現在、敷地が狭隘でございますので、大体、めどとして30%くらい、戸数の30%にとどめた約27台程度を計画しております。

#### ○古沢委員

もう１点、この駐輪場に自転車をとめられるわけですが、この自転車はカバード・ウオークを通じて国道に出ることが可能ですか。

#### ○建築課長

実際に、配置の断面を見ておわかりのとおり、国道との宅地段差が約３メートルくらいございますので、自転車を利用した入居者の利用ということであれば、国道まで行くのは、一部が一番近い潮見公園、そちらの方に連続してございますので、公園の中を通りながら国道に出る一つの方法と。もう一つには、駐車場の部分、いわゆる１号棟、２号棟の前に通路が全部できますので、そちらの方の通路を出て、開発行為で完了した道路を通過して国道に回る、そういった経路になろうかと思います。

#### ○古沢委員

道路の関係については、後でまたちょっと伺いますけれども、今、次に、潮見公園側を通じて出られるかと伺おうと思ったのですが、潮見公園の側を通過するというより、潮見公園の中を抜けていくというふうにお答えになりましたね。自転車で、そこまでは通路が設けられるから、あとは、公園の中は自転車を押していくか、乗っていくかして、国道の方に、つまり住宅側から国道に出る道路のあたりにつながるのだと思うのですが、そういうことですか。

#### ○建築課長

私も、夏場に現地を見た時点では、今の勝納の団地の宅盤と潮見公園の宅盤がフラット状態で接続しております。それから、私どもも歩いてきましたけれども、自転車を押していけるというのは可能だと思います。

#### ○古沢委員

いただいた配置図では、公園の先がちょっとわからないのです。要するに、児童公園の中を通らないで、通路的

なものが整備されて、国道側に出るということではないのですね

○建築課長

はい。

○古沢委員

わかりました。

道路問題で幾つかお尋ねして質問を終わりたいと思うのですが、先ほど言われました開発道路は幅員８メートルです。一方は、道道の小樽臨港線です。もう一方は、住宅街を抜けて、市の消防署の横から国道５号線に通じています。ここには歩道がありませんね。

○住宅課長

宅地内道路の部分については、歩道はございません。

○古沢委員

道道臨港線に出てからは歩道部分があるのですけれども、要するに、開発道路全体を通してはないですね。

○住宅課長

それはございません。

○古沢委員

１枚目の付近見取り図を見てください。

道道臨港線側と、それから住宅街を抜けて国道５号線、消防署の横に道路としては出ます。

先ほど、成田委員の質問で工事車両の問題で言っておられたように、これは、一つは臨港線側ですが、車で住宅の方から出たら右折はできません。左折をして国道側に向かいます。信号でとまりますが、左折をして札幌側に移動するのは、流れとしてはそれほど問題ありません。右折をして、小樽のまち中に出るとすれば、ここを利用しては皆さんよくわかっているのですが、特にラッシュ時は、そうすると、右折をした段階で既に１台、２台は赤信号でとめられておりますから、青で右折をしようとしても、１台、せいぜい２台行けるかどうか、そういう状態で極めて車のさばきが悪い、そういうところです。

それから、消防署横の国道に出ます。これも、左折をして札幌側に出るのは、流れとしてはさほど問題はありませぬ。ここも、右折は極めて困難なところです。極めて困難です。特に、ラッシュ時だったらほぼできないと考えたらいいと思います。こういう車の流れからしましたら、極めて利用しづらい道路なのですね。

こういったことは承知されていますか。

○住宅課長

勝納の開発の部分でございますけれども、こういった部分では、開発許可を受けた開発道路ということと、同時に、道路のアクセスといたしましては、道道臨港線と国道という幹線に挟まれた部分ということでございます。そういった中では、道路状況につきましては、やはり、そういった札幌方面につきましては、比較的に出やすいのかなというふうには思っております。

しかし、今委員が指摘したような部分での小樽の方に行くときには、今言った信号機の部分、あるいはバイパスですぐ停車すると。ただ、この停車する位置につきましても、私は専門家ではないのですが、一応３車線ございまして、臨港線に入る右折部分と、それから小樽方面に行く２車線分です。そうしますと、２車線分につきましては、大体１車線に３台ぐらい並ぶとすると２車線で６台かなと。ただ、１、２台というのは、通り越した車の流れもございまして、１台、２台というのもあり得るかもしれませんが、状況としてはそういう形で流れていくのかなというふうには思っております。

ただ、今、そういった中では、道道臨港線の２車線を３車線という計画も聞いてございますので、そういった部分ではその部分の渋滞というのは若干緩和されてくるのかなというふうには思っております。



## ○古沢委員

今のやつはぜひ検討してください。私は、実際に車を持って行って、その流れをずっと試していますから。何でもしたらそのときの写真も撮ってありますから、お見せします。

全体にかかわりますが、配置図を見ていただいたら、特に1号棟です。僕は専門家でないからよくわからないのですが、せっかくのロケーションが台なしになるのではないかというふうに思ったのです。つまり、海側が通路になっていて、居住スペース、ベランダ側が山側を向いていて、その山側が道道臨港線に接近してベランダがある。プライバシーの問題だとか、そういったいろいろな問題がさまざま出てくるのではないかと思ったのですが、これは検討し直す可能性というのはないのでしょうか。

## ○建築課長

委員もご承知のとおり、非常に狭い敷地に89戸を建設するといったことをございます。これは、公住法によりまして住戸等の基準というのがございまして、もちろん良好な住環境を確保するために、いわゆる採光だとか日照、通風、それらが考慮されないとだめですということからしますと、この配置上からいきますと、道道臨港線側が南面です。1号棟については南面になると。1号棟は、道道臨港線側が南面、それから2号棟が南東面になります。したがって、日照等の関係を考慮いたしますと、こちらの方にバルコニー、主たる居住室を設けなければどうもならぬと。

それと、あと一つには、日影規制というのがございまして、これについて、北側にある程度影を落としてはならないといったこともございまして、そういった大きな要点から、こういった住戸配置をせざるを得ないということをございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

## ○北野委員

### ◎法改正による本市の都市計画への影響について

若干聞いておきたいことがあるのですが、昨年改正された都市計画法と建築基準法の一部改正に伴って、本市の都市計画にどのような影響があるかについて伺っておきたいと思います。

まず、本市の線引き、今度は区分というふうになりましたが、市街化区域と調整区域の線引きは都道府県の選択制になりましたね。それで、道が定めることになったこの線引きとは別に、都市計画区域の整備、開発、保全の方針、こういうのが別に定められることになっています。いわゆる新しい整・開・保というのですか、これで、結局、小樽のマスタープランが拘束されるというか、その整合性を要求されることになるのです。

それで、昨年4月13日の都市計画審議会では、小樽のマスタープラン、都市マスは、平成14年度、それから道のは平成16年だから、小樽市の方が尊重されるから心配ないと。それから、今年1月29日の都市計画審議会でも、そのことについては特に触れていないけれども、障害はないというようなご説明がなされました。

そういうふうに、何といいますか、地方分権の時代で流れがそうなったのだから心配ないということでもともに受け取っていいのですか。

## ○都市計画課長

昨年、都市計画法、建築基準法の一部が改正されたということで、地方分権の流れがこういった改正になっております。

そういった中で、今、都市計画区域の整備、開発、保全、または保全の方針ということなのですが、今までもありまして、これは大体5年ごとの見直しをしてきているわけです。線引きの見直しをしてきたと。小樽市においても、過去4回、線引きの見直しをしてきているといったところをございます。

そういった中で、この整・開・保につきましては、基本的には小樽市が策定をして、そして道が定めるという形になっていきますので、小樽市の考え方というのは十分尊重されるし、整合性もとれるという形になっていきます。

## ○北野委員

そういう説明はこの前もあったのですけれども、例えば、昨年２月８日の都市計画中央審議会の方の２次答申ではこういうふうに書いているのですよ。

都道府県は、都市計画の方針を定める際には、当該都市計画区域の状況のみならず、隣接、近接する他の都市計画区域の状況や都市計画区域外の状況を踏まえ、広域的観点から定める必要があるというふうに言って、市町村の都市計画に関与できる、そういうのが示されているのではないですか。だから、そういう何か、小樽市のつくったものを丸のみしてくれるということにはなっていないでしょう。

## ○都市計画課長

道内の各市町村関係におきましては、当然、隣接地の町、村、そういったところと広域的に考えていかなければならないといった面では、そういった考え方になろうと思えますけれども、小樽市の場合におきましては、市街化区域と調整区域というのが基本的にそれぞれの土地利用として整備、保全されてきている状況にあります。

そういった面では、小樽市として、隣接地、つまり、例えば札幌なり、それから石狩、または余市、赤井川といったところとの調整という面では、どちらかという調整区域が接統地になってきているといったことであれば、道からの考え方が市に押しつけられるという形にはなっていないというふうには考えております。

## ○北野委員

今、課長は、調整区域の方はいろいろ影響を受けるが、市街化区域の方は心配ないような話なのだけれども、そんな簡単なことでいいのかということとはちょっと指摘だけしておきます。

そうであれば、小樽市の都市計画、マスタープランをつくる段階で、小樽市のことを考えるのであれば、今、いろいろな作業をやって積み上げを図っているようではございますけれども、従来と比べてどのようにマスタープランに市民の声が反映される保障があるのか。前回の改正前より、どういうふうに市町村にプラスというか、市町村の意見が、あるいは関係住民の声が反映されるようになったか、説明してください。

## ○都市計画課長

今、これから都市マス策定していくわけなのですけれども、大体スタートしたところです。平たく言うと、従来までの整・開・保の見直しなどについても、当然、住民に対していろいろな場で意見なりを聞いてきているわけではございますけれども、必ずしも住民の意見を幅広く反映しているかといったら、どちらかという、そうではなかったということがありまして、今回の地方分権絡みの中では、その辺をかなり重視してきているということです。住民の参加と理解というのが柱になってきていますので、今これから策定しようとするものにつきましては、住民の皆さんの意見を十分尊重していきたいというふうな形で考えております。

そこで、まず一つには、策定委員会というものを一つ組織をしなければならないと思っています。この辺については、当然、住民の代表の方々を入れていかなければなりません。また、都市マスの中では、まず、全体構想というのが一つ柱になっているのと、それから、地域別構想というのがありまして、その地域別に対して、基本的には総合計画の区域に合わせた形で、それぞれの皆さんの中でどういった人に来ていただくか。これから考えることになるのですけれども、そういった方々にお集まりをいただいて、いろいろな形で意見を聞いて、それを都市マスに反映をしていきたいという形で考えております。

また、都市計画審議会につきましても、どちらかという、今までは行政側、学識経験者、それから議員の皆さんという形になってきましたけれども、昨年から、これにつきましても、住民の方３名を都市計画審議会に入れているという形になっていますので、大分、幅広く意見を聞く形にはなってきたかなとは思っております。

## ○北野委員

そういう変化があるわけですから、住民の意見を聞く段階で、ぜひ実効あるものにしてほしいと。

それから、私は都市計画審議会の委員でもありましたから、地域別構想の策定ということもどんどん進めるとい

う計画だと伺ったので、結局、そういうのが全部事務局で集約して決まってから、都市計画審議会にできましたというふうに出されたら困ると。後で追認になるということで意見を述べたら、途中でいろいろ審議の過程を報告するというふうになりました。

都市計画審議会はそれでいいのだけれども、議会との関係はどこにも出てこないわけです。これはどうするのですか。

#### ○都市計画課長

基本的には、都市計画審議会で答申をしていただくという形になりますけれども、議会に対しまして、それ相応の、どういった時期に報告すればいいのかということはあると思いますが、中間的なものがあるのか、後半でいいのか、そういったところも検討しながら、議会に対しては、当然、報告は何回かしていきたいなどは考えております。

#### ○北野委員

##### ○開発許可制度について

最後は、開発許可の問題だけについて伺っておきます。

開発許可制度はどのように変更になったかということと、また、その区域は、政令で定める基準に従って道条例で定めることになっています。

そうすると、小樽市は、開発許可にかかわって、小樽市の区域の中の開発許可にかかわって関知できないのか、意見を出すことはできないのかというふうに思うのですが、いかがですか。

#### ○都市環境デザイン課長

今回の都市計画法の改正に伴いまして開発許可制度が変更になってございまして、第33条の許可基準、技術基準の部分が緩和されていくことになります。

それと、その区域の部分でございすけれども、今までは、調整区域の中で、俗に50戸連檐と言われている部分、その部分については、建物の建築が許可されてございましたけれども、その区域を、今後、道の条例によって定めていくというような形で改正になっています。今までは小樽市の部分では桃内地区にございすけれども、その部分が道の条例によって定められていくという方向に変わっていくということでございます。

#### ○北野委員

そうしたら、小樽市の方は小樽市のことがちゃんと反映できるのですか。

#### ○都市環境デザイン課長

ということで、小樽市が今まで定めているといいますか、50戸連檐として認めている区域を道の方の条例で定めていただくという形になります。

#### ○北野委員

この問題で最後にしますが、同じく、昨年2月の都市計画中央審議会の第2次答申では、指定された区域であれば、道の開発審査会の議を経ずに、典型的というか、定型的な開発行為は可能だと。これは、一定の基準にのっとってれば、実務的に許可の手続が簡素化というか、規制緩和で早くなる、こういうことだというふうに理解しているのです。

しかし、住民の立場から言えば、果たしてそれがいいのかと。開発行為が行われれば、やっぱり周辺の環境条件が変わるわけですよ。だから、それは、決められた基準で言えばどんどんやっていいですよということになったって、地域によっては影響が全然違って来るわけです。

小樽市は開発審査会というのはないわけですね。だから、周辺の環境を大きく変えることになる、この影響を考えれば、規制緩和によって住民の意見、要望が果たして反映されるのか、逆ではないかというふうに心配するのですよ。いかがでしょうか。

#### ○都市計画課長

昨年の中央審議会の第２次答申の中で、指定区域外ということですが、これにつきましては、恐らく、平成10年に都市計画法が、一部、先に改正された部分があるのですが、その中で、調整区域において地区計画という制度ができてきたという形で、これに伴っての開発審査会の案件に対する形だと思うのです。基本的には、この調整区域の地区計画制度については、あくまでも、今の小樽市の調整区域については、緑、それから、広く言うと自然がかなりあるということで、この基本的なスタンスはあくまでも変えないという形で、地区計画制度をどんどん活用するという形にはなかなかないかと思っています。また、当然、基盤整備という問題もございますので、そういった面ではなかなか難しいということがございます。

今、私どもでは、地区計画に関して考えているものにつきましては、一つは、観光資源的なもの、小樽市としての観光的な位置付けがされるものに対して、一定の地区計画という網かけをして、そして、みずから道路なり基盤整備をしていただいて、そして、一定の建物も認めるという形は考えられるかなと思うのです。けれども、例えば、一般の住宅などを新たにつくるような、極端に言うとセカンドハウスのようなものを、ある地区に地区計画をかけてそういった建物を誘導するといった形にはなっていないなど。あくまでも、今の調整区域を維持していく、自然を維持していくという大原則に立って考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### ○北野委員

結局、一般論では何も影響がないというふうに受け取れるのです。例えば、新光の札幌バイパスのところで大団地がつくられましたね。あれは、住民との関係では、住民が全然知らないところでどんどんやられているわけですよ。結局、小樽には審査会がないから、そういうことで住民がチェックできないと。あなた方がいいと言えばどんどん進められるということになるのではないかという心配があるのですよ。だから、その心配だけを申し上げておきます。

まだいっぱい聞きたいことがあるのですが、時間もないということですから、これで終わります。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

続きまして、民主党・市民連合に移します。

#### ○武井委員

##### ◎バリアフリー等住宅改造資金融資条例について

それでは、私は、バリアフリーの問題について、何とか上限を引き下げ、下限の方に優遇できないかということをご代表質問でお伺いしました。そのとき、皆さんとしては、これは住宅金融公庫の基準を使っているからだめだ、こういうそっけない答弁でした。

それで、お伺いしたいことは、今、小樽市役所の職員というのは、悪いですが、公務員の方は民間よりは給料が高いと言われています。そういう意味で、それでは、小樽市の職員で 800万円以上 1,200万円までの人は何％ぐらいいますか。人数でいいです。

#### ○（建都）小紙主幹

先ほど人事で確認してまいりましたが、給与所得控除後の所得が 800万円以上 1,200万円以下を見ますと、全職員 2,257名中74名、率にして 3％というふうに聞いてございます。

#### ○武井委員

今おっしゃられたように、私のところのものも 3％になっております。

民間の方は、恐らくこれ以下だと思うのです。恐らく、1,200万円というのは、私がなぜこれを言うかということ、バリアフリーを使って屋根を直したい、そういう人は、お年寄りの方で年金生活者で、自分で屋根に上がって雪がおろせない、だから、何とかバリアフリーにさせてほしい、あるいは無落雪にさせてほしい、こういう方がほとん

どだと私は思うのです。

その人たちに向けてやるべきこの制度が、そうでなくて、今言ったように、小樽市の職員でさえ３％しかいないような人たちを上限に置いて、そして、こういう制度をつくる。だから、私は３名か４名ぐらいの見込みではないのか、こういうことを本会議で聞いたわけです。ここは、私は、何としてもやっぱり上の方を切り下げて、下の方の方々を優遇する。私は、せめてこの上限の方は、今、年金生活者でも月に18万円だったら介護保険を天引きされるのですよ、18万円です。18万円の人は年間で何ぼになりますか。そこを考えても、私は、これはせめて４、５百万、上限をそこへ持ってきて、そして、下の方の人たちを、下のことについてはまた後ほど伺いますけれども、下の方の人たちについては、もう少し温かみのあるような制度にするべきではないかと思いますが、いかがですか。

### ○（建都）小紙主幹

融資申込者の資格の 1,200万円という上限額を何とか切り下げて、そして低所得の方等々がもう少し借りやすくなるような法制度にはしていないかが、そういうご質問かと思います。

基本的な考えといたしまして、確かに、800万円と言いますと３％という数字がございましたけれども、制度の中身といたしまして、1,200万円を 800万円に落としたから、そうすると制度の中身がどう変わっていくのかという部分に関しましては、私どもは、今回、無利子という制度の中で、最大限こういった方たちにも借りやすくという意味合いも込めてこういった条件設定にしたということでございます。あくまでも 1,200万円が 800万円になったからといって、利用者の形態といいますか、それが変わるとか、予算額が大幅にオーバーするとか、そういうような形にはならないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

### ○武井委員

あなた方の答弁で、幅広く、市民に幅広く利用してもらいたい、こうも答弁しているのですよ。市民に幅広く利用してほしいと言いながら、私は、800万円以上とかなんとかではないのですよ。上の方を４、５百万円ぐらいに落としなさいと。そして、下の方を優遇しなさいと。

下の方についても、こういうふうに言っています。「所得の下限は設けていない」と。それはそうでしょう。800万円以下なのだから。私は、それについて、それでは、そういう人たちは、市税でも税金を取られていないような人はどうなののだと言ったら、銀行が判断するというような趣旨のことを言うのですね。こういう冷たい制度などというものは、こんなものは私はなくなっただけいいと思います。

先ほどの古沢委員ではないけれども、前段に、今までの住宅建設の融資制度の問題をなくして、そしてこれをやったと言うのですから、あれはあれだけ大勢の、100人を超える多くの人たちが利用しているわけですから、それはいいのですけれども、この方々は、私は非常に、どうしても上の方を高く持ってくれば、下の方の人については冷たくなると思うのです。

こういう融資対象者、低所得者は融資対象者にはならないで、返済能力などを勘案してと。こうもある。返済能力を勘案してと。こういうことは銀行は判断すると。こういうものであれば、だれだって低所得者には金を貸しませんよ。しかも、15年だとか、あるいは7年だとかという制限をつけているわけですから、お年寄りにはますます、15年たったら、55歳以上の人たちなら15年たってもまだまだ先がありますけれども、そうでない人は7年だということになると、これはもうお先が見えているからおまえは借りるなといわんばかりの言い方ですね。

だから、私は、これの下の方がもう少し利用しやすい、身体障害者の方や屋根の上に上がって雪をおろすことのできない人たち、そういう人たちに無落雪の屋根の融資をする、バリアフリーの貸出しをする、こういうような方法を、もう少し市民に温かい政策を述べてほしい。

市民が、特に小樽市の高齢者は23%が24%になろうとしているのですから、そういう人たちにももう少し優しい手を差し伸べるべきだと思いますが、部長はいかがですか。

### ○建築都市部長

武井委員のおっしゃることで 1,200万円を 4、5 百万円の上限にせよということは、上限を下げることによって、今まで10人しか借りられなかったのが20人借りられるだろう、こういうお話から来ているのだろうとまず一つ思うのです。

ただ、先ほど主幹からも言いましたように、上限として 1,200万円を設けたとしても、別に 400万円、500万円の人方には貸さないと言っているわけではありませんし、当然、そういう人方にもお借りするということであればお貸しをするという話になります。

それから、もう一つ、先ほど、要するに返済能力云々というお話があったのですが、これはあくまでも融資制度なものですから、やっぱり返済をしていただかなければならないということが大前提になります。返済できない人にお貸しするというのも、これはなかなか厳しいことになりますので、そういう意味で、一応、返済能力ということで我々が言っていることなのです。そのかわりと言ったらおかしいですけども、無利子制度にして、何とか借りやすい方法にしているということでございます。

いずれにしても、今回は、一応、上限を 1,200万円にして無利子ということでやっていますので、我々としては、金額的には、市長答弁でも大体平均で 1 人 300万円にすれば10件程度という話ですけども、改造等となれば、実際に 300万円までかからないで、200万円なり 100万円なりという話も出てくるだろうと思いますので、借りる方はそれなりに増えてくるだろうというふうには考えています。

この中で、実際に需要が大変多くて、その中でなかなか借りられない人も出てくるといった段階では、これは予算とのにらみ合いになりますけれども、補正をお願いするとか、そういうことをしていきたいと。

そして、将来的と言ったらおかしいですけども、状況を見て、委員のおっしゃっているような方法を考えなければならぬということであれば、それも含めて研究したいということでございますので、その辺はひとつご理解をしていただきたいと思います。

#### ○武井委員

どうもどこかピンぼけしているのですね。僕に言わせれば、官僚だと言うのです。

まず、金額がそのまま銀行の、協調融資ですから、当然足りなくなったら、1,200万円が足りなくなったらまたほかから預託するからいいのだと。恐らく、こうお答えになるだろうと思いますが、低所得者の方でも保証人さえつけば、私は別に問題はないのではないかと思います。その辺はいかがですか。

#### ○（建部）小紙主幹

今お話がありましたように、金融機関との協調融資をとっているということで、そういった借りる方式といいますか、そういった条件の中で、各金融機関の中で保証人提出の場合もあるかもしれませんが、あるいは、保証会社というのをつけてもらわなければならない場合があるとも考えられます。その辺は、一概に保証人がついたからすべてよしというふうにはなかなかならないのかなと考えます。

#### ○武井委員

先ほども言いましたが、広く市民の方に利用していただく、こういうことを言いながら、利用状況の推移を見ながら研究したい、こういうふうに結んでいます。これはどういうことなのですか。私の質問に対して、利用状況の推移を見ながら研究するというのは、これはどういうことですか。

#### ○（建部）小紙主幹

この制度は、小樽市では初めての制度でございますので、先ほど部長からもお答えいたしましたけれども、所得も含めて、職業なども含めて、どういう方が借りるかがひとつわからないという部分、あるいは、金額にしても、どのぐらいの金額を借りる方が多いのかという部分でもなかなか先が読めないという部分がございます。4月から実施いたしますけれども、その利用状況の推移を見ながらというのは、そういった形で利用者の状況を見ながら、今後、この制度はこれで 100%というふうにはなかなか考えていない部分もありますので、今後、何かそういった

部分で改めてさらに充実していける内容があるのかどうか、そのあたりを検討していきたいというふうに考えております。

#### ○武井委員

この案は、私はまず、高所得の方は、これは無利子ですから、これは何も自分のところが借りなくても無利子ですから、借りて何ぼでもやる人は大勢います。ところが、お金はせいぜい千二百何十万円しかないわけでしょう。それはなくなったらまた協調融資だから積めばいいとか、部長は補正予算を組むからというようなことも言いましたけれども、私はそういうようなことであってはならないと思います。

広く市民から利用されるためにはどうすればいいのか。やっぱり、これは無利子なのですから、しかも15年間返済だ。こういうわけですから、これは、当然、金があってもちょっと借りるか。事実、私はそういう方が出てくると。補正するのは、皆さんとしては、理事者としては余り得手でないですからね。金が足りなくなったら補正します、これは余りいい管理者ではありません。ですから、そういうようにしないためには、私は上の方のそういう借りられる人たちを規制する、そして、下の方々が少しでも利用できると。そして、保証人制度というものもあるわけですから、例えば親戚関係あるいは親子の仲でも、保証人にそういう人がいたら、そういう人についても貸してやる。

そういうように、何とか最初から、スタートのときから、今研究するとお答えになりましたけれども、私は、そうでなくて、最初から、スタートのときから、そういうような制度にするべきと思います。研究すると言うのですから、ぜひとも研究をしていただきたいと思います。

それから、もう一つは、今研究するとおっしゃったのですけれども、これについては、今私が申し上げたような制度改正的なものなども含めて研究素材にするというふうに理解していいですか。

#### ○（建部）小紙主幹

まず一つには、上限額云々ということにつきましては、上限額の設定について、どういう基準で、どういうやり方で作るのかということになりますと、なかなか基準の設定というのは、一自治体といいますか、そういう部分で作るといのは、根拠づくりも含めて非常に難しい面があります。この辺は、先ほどからご答弁させていただいておりますように、上限額が幾らということによって、その制度の中身が変わるということではないというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、低所得者の方に対してどういう形で何ができるのかという部分につきましては、先ほど申しましたように、今後、研究していきたいという部分になるかと思います。現段階では、個人に対する融資の限度額も 300万円と100万円、合計 400万円という高い額になってございますし、返済期間についても、15年という長期の形になってございます。この辺の見直しといいますか、そういうことではなかなか難しい面がございますけれども、少なくとも、先ほど言いましたように、中身の利用状況の検討の中で、その辺も含めて、あるいは、低所得者と言われている部分での利用の仕方などを見ながら、改善できるものは改善していくようになるというふうに考えております。

#### ○武井委員

こういうような問題は、本当は、市民に広く利用してほしいという答弁をしているのですから、我々も市民の代表ですよ。市民の代表ですから、私たちは大体 2,000人からの支持を受けて出てきているのですから、それは市民の代表ですが、私の言葉は市民の言葉だと聞けば一番いいと思うのですが、それより、率直に言って、広く市民に利用されるためには、もう少し、例えば町内会でも結構でしょう。老人クラブの方でも結構でしょう。そういうような人たちを含めて、こういう制度をやりたいのだけれどもと。もちろんバリアフリーという問題ですから、そういうようなことであれば、身障者の方でもいいでしょう。そういうような方々を集めて、こういう制度にしたいのだけれども、どうですか。市長は、お手紙を出して、返事をもらったりして政策に生かしたいと言っているのですから、私は、こういう制度をやる場合は、特にお年寄りやこういう身障者の方々には非常にいい制度だと思

っています。これは、代表質問でも、冒頭にいい制度だと言っているのですから。だから、その制度をよりよく市民に広くしてもらうためには、どのような意見を皆さんが持っているのか、そういうようなことをしてほしい。必ず聞いてみてください。この人たちは「1,200万円か」と必ず言いますよ。

ですから、私は、本当に机上論ではないかなという気がしてしょうがないです。ですから、これをできるだけ、そしてやわらかく、少しでも、少しでもですよ。低所得者の方々が利用しやすい、そういう制度にするべきだと私は考えていますから、ひとつ研究素材の中にそれを入れてください。

部長の方で答弁があったら答弁してください。

#### ○建築都市部長

先ほどから答弁していますけれども、ちょっと誤解しないで聞いていただきたいのです。これは、別に低所得者を排除するという制度ではありません。これは、先ほどから言いましたように、基本的には減免も設けていませんから、当然、所得が低い人でも借りられる、融資のあっせんの対象になるということです。

ただ、何度も言いますけれども、これはあくまでも融資制度だということをひとつ念頭に入れてお借りしていただきたいということは言わざるを得ないと思うのです。

ただ、今、実際にこの制度はこれでいいのかという話も含めておっしゃられていますけれども、先ほど主幹が言ったように、この制度については、単年度で終わる制度ではありません。そこで、これをやっていく中で、逆に、低所得者の人方とか高齢者だとか、そういう人方にこの融資制度をどういうふうに活用できて効果があるのかということを含めて考えていきたいというふうに思っていますので、とりあえず13年度はこのスタイルでやらせていただきたいということで進めたいと思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○武井委員

低所得者に対しても温かい心を向けてくれるということですから、ぜひともそういう方向に向けて努力を重ねてほしいと。やっぱり、いい制度なのです。それだけに、私はそういうふうに申し上げたいのです。ぜひともお願ひしたいと思います。

次の問題は、これは土木部の方ですが、融雪水の側溝への放流問題、私はこれを質問いたしています。

この中で、工事完了後に、接続状況など適切に施工されているのか、現地確認を行った上、融資を実行する、こう書いてあるのです。私は、非常におもしろい逆説的な言葉だなと思っているのです。工事終了後なのです。工事終了後、現地確認を行った上で融資を実行すると。工事が終了してしまってから、現地を見て、これはだめだ、違法な放流水の接続方をしているからだめだと言ったら、その人は金の当てが外れるわけです。

ですから、そういうことではちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、それから、今度はそれを見て融資するというのは、ちょっと何か私の解釈が間違っているのか、答弁にはそうありますけれども、いかがですか。

#### ○（建都）小紙主幹

今のは、土木部の融雪槽の融雪水の放流ということではなくて、そのご答弁は。

#### ○武井委員

融雪機や無落雪にした。

#### ○（建都）小紙主幹

そのご答弁は、バリアフリーの融資制度に関連した中身の中で、私どもの方で市長の方からご回答をしたということなものですから、私の方で。

少なくとも、今は屋根の改造の中で、無落雪にするということの中で、融雪水を側溝につなぐといった形の中で、どういうふうにそれを確認していくのかということです。融資の申込みといいますか、あっせんの申請に来られた方について、一応、図面で確認した中で、現地に側溝があるかないかの確認は当然しなければならないというふうに考えておりまして、側溝があるものについて、当然、融資のあっせんをしていくということです。そして、最終



的に、融資の実行という段になりますと、完了届という手続を踏んでいかなければならないということで、完了届が出た段階で、現地を確認し、間違いなくそういった形で申請どおりの工事になっていたかという確認をして、その後に融資の実行をしていくというふうに答えたつもりでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

#### ○武井委員

だから、私の解釈が間違いなのかどうなのかということで今お願いをしたわけです。

市長の回答の中には、放流確認については、融雪水の側溝への放流確認については、工事完了後に、接続状況などが適切に施工されているのか、現地確認を行った上、融資を実行すると、こうあるのです。

だから、それでは逆でないのですかと。工事が完了してから、行ってみて、現地確認をして、これはだめだと。それから、融資をするというのですから、私の考えが間違いなのかどうかを聞いているのです。

#### ○建築都市部長

まず、融資をあっせんするときに、先ほど主幹がご説明いたしましたけれども、側溝に流すというような取りつけをしているのかどうかということをもまず最初に確認をさせていただきます。そして、そういうふうにはします、排水の処理をきちっとしますというようなことでいきますと、あっせんの手続をしますけれども、一応そういうふうにしますと言っていて、実際にはそんな工事をしていなかったと。これは、今たまたま側溝の話ですけれども、当初、こういうつくり方をしますということで打ち合わせをしてあっせんをしていて、実際に我々との話と違うものをつくったら、つくったまま融資を実行するというわけにはいきませんので、そういうことは確認をさせていただくと。当初どおりのことをやっていれば融資はしますよ、こういう意味なのです。逆というか、どういう言い方をすればいいのかわかりませんが、どちらにしても、当初のお約束が守られていることかどうかを確認させていただくということなので、その辺はご理解をしていただきたいと思います。

#### ○武井委員

そうしますと、ここには工事終了後とは書いてあるけれども、工事終了前にもチェックするし、終了後もチェックすると。その上で、両方とも合意している場合は融資をする、こういうことですね。

#### ○建築都市部長

そういうことです。

#### ○武井委員

それと、今度は側溝の問題なのです。

これも質問しているわけですが、以前に、下水の方、水道局の方々、関係方に行ってもらいました。天神町です。覚えていらっしゃる方もいると思いますが、側溝だからとつないだのです。ところが、その側溝は30年前にできて、もうみんな壊れているのです。隣の家の玄関の中にぼこぼこ流れ込んでいるのです。ところが、本人は「これは側溝だから放したのだ、何が悪い」と、こういう開き直りをしているのです。

ですから、こういうのもあります。小樽市というのは古いまちでもありますから、あるいは、開発当時に側溝をつくったり、あるいは、昔、自然沈下方式というのを採用していた経緯もありますから、こういう側溝のないところなどいろいろあると思います。

ですから、ただ側溝があったからではなくて、その側溝が有効に作用しているのかしていないのか、これもぜひとも確認してほしいと思いますが、いかがですか。

#### ○建築都市部長

先ほどから何回も答弁していますけれども、もちろん、きちんと側溝に水が流れて、それが他に影響を及ぼさないということが大前提ですから、そこら辺も含めて一連の検査をしたいと思っています。

#### ○武井委員

市からお金を借りて融雪機を借りているにもかかわらず、それを確認していないから、今私が言ったこういう問

題が出るわけです。ですから、確かに側溝なのですから、側溝であることは間違いのないわけですが、そういうようなことのないように、きちんとひとつやって、隣近所でけんかの起こらないようにひとつしてください。これは、少し誠意のあるような回答ですから、ぜひお願いします。

### ◎排雪時における児童死亡事件について

次の問題ですが、これは時間があったら質問しようかどうかと思ったのですけれども、昨年、スポーツセンターで7歳の子供さんが排雪の影響で亡くなったという事件がありました。それは、どちらがどうかということは知りませんが、いずれにしても、昨日、第1回の口頭弁論がありました。

被告の立場、あるいは原告の立場、それぞれの言い分はあろうかと思いますが、どのような言葉が出されたのか、答えてください。

### ○土木部次長

まず、裁判ですが、これは民事訴訟が提起をされている事件でございまして、もう一つ、同じ事件で刑事事件として業務上過失致死ということで、これは、当時の運転手、助手が書類送検の段階まで来てございまして、今、地検でその捜査がされています。その前提が一つあります。

それで、今年の1月下旬に、民事訴訟が提起されまして、第1回目の口頭弁論がありました。ご存じのように、この種のことは、口でしゃべるというよりも、ほとんど書類を出して始末するというか、整理するものです。それで、訴えの提起の基本的な部分は二つございまして、市に対しての損害賠償請求ということで、要因は二つあります。

一つは、使用者責任として、当時のといいますか、現在も働いていますけれども、市の職員と、今は働いていませんが、臨時職員を雇っていた使用者責任、国家賠償法とか民法の規定によって使用者責任がある。これは、当然、安全の確認を怠ったという職員に対する使用者責任が一つです。

もう一つは、行政として、当然、事前に、あそこの中に、作業の直前もそうですし、そういった意味では、作業の安全なり立入禁止なりということで事前の広報などをしていない。したがって、子供が入って遊んでそうなったのだという主張があって、直接的には国家賠償法と、もう一つは民法で言うところの慰謝料請求も含めた不法行為という中で、直接、市に責任がある、この二つの要因で訴えの提起がある、こういうことでございます。

それで、私どもは、この中で、原告側が主張している内容について、確固たる、言ってみれば証拠がないといえますか、こういうことがこう行われて、そこにいたのだと。我々は、あくまでもご遺体があったところまで飛ばすという形の作業をしていないと。路肩に雪を盛るという形でいっていると。亡くなった方は、公園の中というか、グリーンロードの中央部で発見されてございますので、そういう意味では、私どもはそこに飛ばしているのではないと。こういう主張も含めて、それから、現場の検証そのものが、発見時には、前日から捜査隊が、消防団、学校関係者、警察が前日の夜にほとんど踏みつけたという状況の後に翌日出てきたということで、どういう形でお亡くなりになっているのかという、いわゆる復元というのがほとんど困難な状況ですので、訴えられたからといって、そのところはきちっと整理がされなければ、私どもとしては、部内なり市長とも話しているのは、賠償請求があったとしても、当然、支払うところは支払うというか、いずれにしても市民に対する説明責任、議会に対する説明責任というのはあるので、やはり、そのところはきちっとしなければならないということで、刑事事件の横にらみも含めて争っていかうという方針です。今申し上げたように、確固たる証拠なりがありませんので、昨日の段階の話も、双方お互いに証拠がないということで、刑事事件の方の流れも含めてちょっと見ていかうということで、今回は5月14日にやるということの流れになっておりますので、今はそういう状況で、一応、争いをするという立場をとったということです。

### ○武井委員

おおよそわかりましたが、これは、いずれにしても、今、次長もおっしゃったように、市民も成り行きを見てい

くと思いますので、裁判問題がこれから進行していくわけですから、これ以上深追いはしませんけれども、ぜひとも市民感情のことなども考慮に入れた対策をしてほしい、これだけは要望しておきます。

### ◎焼却灰の活用について

それで、これは最後の問題なのですが、これは通告はしていなかったのですが、突然なのでちょっとご意見だけをお伺いしたいと思います。

実は、新焼却場の処理施設で、今度はごみの焼却灰を溶融すると。この溶融したものがこれなのです。これは砂で本当に角張っていて、先ほども質問が出たように、道路にまいている砂と本当に似通っているのです。

そこで、お伺いしたいのですが、今、道路に散布している砂は１袋幾らぐらいするのですか。もし、１袋がわからなかったら、１年に、一冬にどのぐらいの金額を使っているかわかりますか。

### ○土木事業所長

たしか、今現在、小袋が３キロ入っております。大体 110円程度だと記憶しております。

### ○武井委員

皆さんが手にとって見てもらって結構ですが、これは、非常に角張って、丸みを帯びた砂を散布してもだめだということで、非常に角張っているのです。これは、どうせ廃棄物なのですから、これをどうしようか非常に困っているところもあるらしくて、あるいは、利用によってはもっとくれ、もっとくれということもあるそうです。何か注文が殺到しているところもあるようですが、小樽市としても、こういうような砂は、どうせ廃物なのですから、今の冬の散布などに有効に使ってみてはどうだろうか、研究してほしいと思いますが、部長はいかがですか。

### ○土木部長

新焼却場の最終の処理方式が、今おっしゃったそういう形のもので出てくる方式になるのか決まっていないのですが、ほかの都市のいろいろな情報を見ますと、骨材として使ったり、タイルをつくってみたり、いろいろな活用をされているようですから、今後、環境部とまた協議しながら考えてみたいと思います。

### ○武井委員

これは、環境部からお借りしてきたものなので、後ほど研究してください。

### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時40分

再開 午後 4 時00分

### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

### ○齊藤（陽）委員

### ◎道路について

まず、道路について、２、３お伺いをさせていただきたいと思います。

小樽市の都市計画道路は、今現在、未整備路線としては何路線くらいありますか。

### ○（土木）建設課長

都市計画道路は、市内には全体で60路線ございます。それで、延長につきましては、 148.9キロということで

ございますけれども、これは、何路線整備していないかという形では、１路線で整備している部分とそうでない部分というのもございます、なかなか明確に言えないこともございます。一つは、いわゆる街路事業で舗装まで終わっている部分がどのくらいあるかと、逆説的な部分になりますけれども、そういったことでちょっとご説明申し上げますと、平成11年度末で、先ほど言いました全体で148.9キロのうち、71.2キロ、パーセンテージでは47.8%が舗装済みということになっております。

なお、ほかの路線が全く舗装がされていないかという、そういうことではございません。街路事業として本格的に整備をされているのは、今言ったように71.2キロで47.8%ということでございます。

また、用地の確保がほぼなされている部分として、改良済みという形での整理がされてございますけれども、これにつきましては84.4キロメートルということで、全体の56.7%に該当しています。

#### ○斉藤（陽）委員

道路事業としては、市の事業として、臨時市道整備の事業と街路部門、それから交通安全対策の事業、それから、道路の新設・改良事業、大きくこのようなものがあるということなのですが、交通安全対策の事業として、13年度の予算として計画されているものはどのようなものがありますか。

#### ○（土木）建設課長

交通安全対策事業費の内容でございますけれども、大きく二つに分かれてございます。

一つは、いわゆる交通の反則金を財源として行っております単独事業分というのがございまして、これは、区画線とか道路標識、あるいはカーブミラー、防護さく、誘導ブロックなどといったものに充ててございまして、これが13年度では4,200万円を予算計上してございます。

それから、そのほかに歩道改良などを行う補助事業ということで、これは、具体的には歩道を整備したり、コミュニティ道路をつくったりというような部分でございますけれども、これらは補助事業であって起債事業で行われておりまして、平成13年度では路線としては浅草線の歩道整備、それから、大通線、中央南線、それから船見線の調査費を計上してございまして、トータルで1億4,500万円という予算を計上しております。

#### ○斉藤（陽）委員

それから、街路事業については、和宇尻中央通街路事業、銭函の新通線、それから礼文塚通線と、13年度予算にあるわけですが、そのほかに道路の新設・改良事業の方では、上赤岩通、落の下通線については完了したということで、13年度は路線が若干減る見込みなのですが、13年度の街路事業の全体的な箇所付けについてはどのようなお考えでしょうか。

#### ○（土木）建設課長

街路事業等の主要な道路事業について今お話がございましたけれども、街路事業につきましては、13年度では3路線ということで、これは銭函にございます和宇尻中央通、それから銭函新通、それから礼文塚通という3路線が継続して行われてございます。

道路新設・改良の方につきましては、主な路線ということでは、実は平成12年度まで上赤岩通と星置川通、それから落の下通という三つの路線を整備してございましたけれども、このうち星置川通、落の下通については12年度で完了ということで、平成13年度につきましては、上赤岩通1路線ということになります。

#### ○斉藤（陽）委員

今後についてはいかがでしょうか。

#### ○（土木）建設課長

今後の計画としては、街路事業については、先ほど申しました13年度にもなっています継続3路線の早期完成を目指して進めたいということです。

それから、道路事業につきましては、当面、13年度で上赤岩通線が終わりますと、いわゆる長大路線については、

当面、着手を見合わせるという状況になってございます。

と申しますのも、これまで国の経済緊急対策等もございまして、道路・街路事業の予算というのはかなりの水準で推移してきたという事実がございすけれども、そういった中で、今まで継続してきた主要路線のほとんどが12年度、13年度で完了いたします。

ただ、今後ということになりますと、委員がご存じのように、現在の社会経済情勢あるいは財政環境等を踏まえますと、以前のような大規模な補償費を伴うような距離の長い道路の拡幅整備というのは、なかなか難しく、慎重にならざるを得ないということがございます。したがって、当面は、こういった大きな補償費を伴う長大路線の整備というのは控えまして、現段階で当面する緊急課題に対応すべく、実施路線というのを絞り込む必要があるというふうに考えてございます。

そんな中で、今後の道路整備政策としては、比較的小規模な投資で相当の効果が見込まれる局部的な隘路の解消事業であるとか、あるいはまた、中心市街地などの活性化支援とか、歩行者の安全確保のための歩道とか、コミュニティ道路とか、こういった交通安全施設の整備、それから、先ほど来申し上げております継続事業については、またこれも早期投資効果の発現という観点から重点的な投資を行っていく、こういったものを柱に進めていく必要があるだろうというふうに考えてございます。

#### ○斉藤（陽）委員

次に、臨時市道整備事業についてお伺いをさせていただきます。

6億6,800万円ということでは計上されておりますが、聞くところによりますと、郊外から市の中心部へ整備の重点の置き方が変わったというふうにお伺いをしましたけれども、この基本的な考え方についてお伺いをしたいと思います。

#### ○土木部長

先般、会派の皆さん方にもご説明しましたけれども、昨今、言われています既成市街地の空洞化の問題であるとか、生活者にとっていい環境でないということ、そういったことの対応として、国の方でも、各省庁、かつてで言いますと10何省庁ですか、法律などもできたりして、中心市街地を活性化させようという動きがあるわけです。

小樽市でも、私が調べた範囲では、40年間を比べると、既成市街地の人口が3分の1に、例えば花園、稲穂町なんかの場合、なっています。

ただ、この中で、お年寄りがかなり多いということです。これは、やはり生活の利便性という部分で有利になっている状況にあるということだと思いますし、新築されたマンションにもお年寄りがかなり回帰してきているというそんなこともございます。

そんなことを考えたときに、従前やってきた開発行為、行政でやってきた道路であるとか、そういったことについても、今まではかなりお金を割いてきたのですが、そこの部分を少し割いて、既成市街地に移していこうと。そして、先ほど建設課長が言いました隘路解消の部分であるとか、市街の活性化であるとか、既成市街地の生活環境の向上、そういった方向に結びつけていきたいと。そういう方向に、若干、軌道修正をしていきたいということでございます。

#### ○斉藤（陽）委員

基本的には賛成なのですけども、具体的に、市の中心部というのは、一応は整備が一巡しているというか、全然何もやっていないというところは少ないはずなのです。具体的なイメージとして、その中心部の整備に重点が移るという場合は、どのような整備が行われるのだろうかという部分はいかがでしょうか。

#### ○土木部長

実は、昨年、交通量の調査をやっています。その中で、どういう路線が交通量が多いか、そこの調査データも出ています。それを見ながら、昨年からずっと言っています道路の格付をやることにしています。それについては、

将来の小樽市内の道路ネットワークを見据えたランク付けをやっていくことにしています。その中で、委員が今おっしゃったように、町中の部分は一定の整備は終えているのですが、もうご承知かと思いますが、残念ながら、例えば7メートルの道路用地があっても、玄関が出てきたり、言ってみれば玄関フードが出てみたり、階段が出てみたりという形で、道路としてフルに使われていないという実態も結構ございます。そういったところを目いっぱい使った形で整備することで、言ってみれば、生活者にとって、冬場も含めて、除雪もしやすい、そういう環境整備もしていこうと。その中では、生活幹線といいますか、そういう道路を整備することで環境をよくする、その辺を重点に考えていきたいということです。

今うちの方でやっています格付をにらみながら、今年度の路線についても、実は、今回の建設常任委員会で、臨時市道のリストを、例年ですと年間の全路線のリストを出していたのですが、今年については、6億円のうちの3億円くらいについてのリストをお示しして、雪解け後に私が今言いましたような目指す路線についての現地調査をしながら、全体の取りまとめをしていく、その中で、またお示ししていきたい、そんな方向で考えております。

#### ○齊藤（陽）委員

それと、今回の臨時市道整備のこのような方向転換といいますか、方針の転換は、一方では、経済の構造改革といえますか、それが叫ばれておりまして、いわゆる土木建設部門の業界の再編といった部分も視野に入れた対応も必要なのかなという気もしているのですけれども、そういった部分をにらんだ意味もあるというようなことはございませんでしょうか。

#### ○土木部長

実は、私どもも、今おっしゃられる部分にストレートに当てはまるかどうかは別としまして、行政改革といえますか、財政改革といえますか、そちらの方との関連で、一つは、事務量の軽減のことがありますし、もう一つは、発注ロットを大きくすることで整備ができないというようなことがある、こんなことを考えています。ただ、それにいきなり移行してしまいますと、中小・零細業者対応をどうするという問題があります。これについては、全庁的な建設工事のありよう等がございますので、また、これは全庁的な調整をした中で対応策を検討していかなければいけないなと思っております。

#### ○齊藤（陽）委員

#### ◎融雪施設設置資金貸付けについて

次の質問に移りたいと思います。

融雪施設の設置資金貸付けは、何度もほかの委員の方からも出ておりますが、重複を避けながら伺いたいと思います。

まず、基本的なことで、平成12年度の初年度の実施として実際に利用された件数、また、これは3種類あるわけですが、融雪機、融雪槽、ロードヒーティングということで、それぞれの内訳の件数をお示ししたいかと思います。

#### ○（土木）管理課長

12年度の実績ですが、申込件数の総数では336件ございました。内訳といたしましては、融雪機、これは直接バーナー等で解かす方式の融雪機ですが、これが一番多くて225件、67%になります。それから、融雪槽が23件、6%、そして、ロードヒーティングが90件の27%で、金額では約2億8,100万円、そのようになっております。

#### ○齊藤（陽）委員

これは市の貸付けを利用した分なのですが、もともとといいますか、貸付けなしで独自にそういう工事をされている部分というのも過去にあると思うのですが、この部分については市の方では把握されておりますか。

#### ○（土木）管理課長

これは制度を検討していく二、三年前に融雪機の協会ができた当時にちょっと聞いた情報ですが、700件

から 800件ぐらいが融雪施設を使っているのではないかというふうなことでございます。

**○斉藤（陽）委員**

基本的なことなのですけれども、融雪水を側溝に流しなさい、下水道はだめですよという指導なのですが、こういった指導について、違反をしたとか、トラブルが起きたとか、そういった部分については今回の初年度についてはあったのでしょうか。

**○（土木）管理課長**

これは、たまたま小樽市が去年の４月１日から始めましたけれども、そのときに、ちょうど今みたいな問題が、それこそ無落雪の屋根からの融雪水の問題が下水道につながっている、それから、ほかの都市などでも、数は多くないのですが、下水道につないでいるという問題がありました。そういうことも踏まえて、４月からの受付については、実は初めてのこともありますので、申込みに来た方に説明するのに、１人の方に早くて30分、それから１時間ぐらいの説明を要したということで、その中で、今の下水道、汚水管に付設するということは絶対にだめです、条例違反ですということは特に注意して皆さんにご案内しましたので、今のところ、12年度についてはそういう事例はございません。

**○斉藤（陽）委員**

啓発といいますか、指導はぜひ続けていっていただきたいと思います。

貸付けですので、貸付金の償還について、何か、まだ貸付けして１年しかたっていないわけですがけれども、償還が滞ったとか、焦げついたとか、そういったことは大丈夫でしょうか。

**○（土木）管理課長**

今、委員もおっしゃいましたように、まだ１年たつたたないかのことから、今のところ、返済トラブルというものはございません。

**○斉藤（陽）委員**

それで、今年度についてなのですけれども、今年度は予算を１億円増やしているというか、補正予算を入れると同じということなのですが、何件ぐらいの見込みで考えておられますか。

**○（土木）管理課長**

予算は、制度自体が１件 100万円を限度ということで、12年度の最終予算は３億円ということで、３００件ということで押さえています。実際、今年度の実績は大体90万円弱ですから、それからいくと、許容量といいますか、それは 300件よりもうちょっといくのではないかというふうには思っております。

**○斉藤（陽）委員**

先ほど出ておりました町内会云々という部分なのですけれども、私も、過去に共同で申し込みたいのでどうなのだろうと聞かれたことがあったのです。確かに、そういうことは、融資ということを考えれば非常に問題が起きやすい、トラブルが起きるものともわからないのですが、市民要望としては、自然に、どうだろうかな、やりたいなという声は出やすいといいますか、必要性はあると思うのですよ。そこら辺の部分で、そういうトラブルを起こさないような形で、市がうまく調整しながら、指導をしながら、制度化するというか、先ほどもありましたけれども、私も、ぜひ具体的に取り組んでいただければ、市民にとっては非常にメリットがあることではないのかなと思うのですけれども、この点について、最後にお聞きします。

**○（土木）管理課長**

先ほど制度を発足するのに町内会というのも視野に入れて検討してきたと私は述べました。それは、委員が今おっしゃいましたように、一つには、冬の快適生活とあるのですが、効果的には、今後の課題ですけれども、うちの方でいわゆる捨て場に捨てる排雪量もやっぱり減っていくだろう、そういうふうな効果もひとつ期待しながらこの制度を検討してきて発足させたということです。今おっしゃいました町内会単位で融雪槽なり融雪機なりというも

のについては、それは容量はどのぐらいのものがいいかという問題、先ほど言った敷地の問題と、難しい問題がいろいろあるのですけれども、制度の発足した趣旨から言いますと、今、町内会を対象にするという要望があれば、そういうふうな検討をしていくということは当初からの考え方でもあります。

ただ、私どもは、現実には、先ほども言いましてくだくなりますけれども、意見としてはあるのですね。当然、僕らもそういうふうな認識で検討してきた経過があります。ただ、町内会が具体的にいろいろな条件をクリアしてうちの方に要望として持ってくる段階には今なっていないということで、私どもは、決してのっけから町内会を対象には、今現在はありませんが、していかないという方針ではないことだけはご理解いただきたいと思います。

-----  
**○秋山委員**

**◎入船公園の再整備について**

公園課の方にお伺いいたします。

このたび、入船公園の再整備事業費がついておりますが、その内訳をちょっとお願いいたします。

**○公園課長**

事業費は、工事としては 2,500万円、それから用地の購入として 6,000万円の残りの中から 3,480万円ですか、そういう形になっております。

**○秋山委員**

施設整備に 2,500万円というのと、そんなに大きい整備はできないのではないかなと思うのですけれども、どのような整備を計画されているのですか。

**○公園課長**

予算の限度が 2,500万円ですので、入船公園は全部で 3.4ヘクタールありますけれども、まず、入っていきまして左側の方に少年野球場がありますが、あれとテニスコートの二つがなかなか手につけられない状態になっております。それで、右側の方の、今現在あります遊具広場、それから緑の多いところ、これを再整備という形で行っていきたい、このように考えております。

**○秋山委員**

具体的にどのようなお考えなのでしょうか。

**○公園課長**

今のところ、まだ 100%固まっている段階ではなくて、今ちょっと図面をかいておりますけれども、まず、現在、子供たちのいる遊具の広場は、雨が降りますと暗渠が入っていないものですからもう使えなくなる、そういうことで暗渠を敷設しまして、遊具も、もう古くなったものは取り外して新しい複合遊具的なものをつけよう、それが 1 点です。

それは子供さん用という形で、あとは、お年寄り関係はこちらの緑側の方にあずまや及びベンチ、こういうものを新設しましてお休み所的に休んでいただける、そういうようなものを考えております。

それから、園路は、向こうの桜ヶ丘会館の方から入ってくるところと、園柳線の方から入ってくる道がありますが、けれども、この両方を、今どのような品物がいいかちょっとあれしておりますが、園路を直していきたい、このように考えております。

**○秋山委員**

遊具を整備すると。何点かありますね。石山みたいなどころとか、あと、木でできたジャングルジムとは言わないね。どの程度の遊具、どのようなものをお考えなのでしょうか。

**○公園課長**

今コンクリートのマウンド的なものはなかなか壊すというわけにはいきませんので、あれは色を塗りかえまして、



下の方に落ちて痛くないようなラバーみたいなものを張ります。それから、こちらの方にジャングルジムのものがありますけれども、あれは２年くらい前ですか、ちょっと放火されまして、古くなってきていますので、取り外してしまいまして、緑という形で復帰をしよう、このように考えております。あとは、遊具的なものは、今単品で一つずつつけるよりも、いろいろなものがついているような遊具、たくさんついているような大きいものをつけたいのですけれども、物すごく高いものでして、少し落としたくらいのも、それでも小さい子供さんの中には喜んでいただけるのではないかなと思うような遊具をつけていきたい、このように考えております。

**○秋山委員**

あの一部に砂場などがあるのですが、あれはどのようにお考えですか。

**○公園課長**

砂場は、いろいろ言われております。犬や猫のふんとかそういうことがありますけれども、子供たちはやっぱり砂場で遊びたがっております。だから、今すぐなくするというにはちょっといいかなと思います。だから、砂の置きかえだとか、毎年、各公園を抗菌剤的なもので、順次、全部補完しておりますので、そういう形で今後もやっていきたいなど。砂場は、今の段階では撤去するとかということは考えておりません。

**○秋山委員**

ほとんど公園から砂場が消えているというのが現状ですね。それで、入船公園のみ、唯一残されているのだと思いますが、どうなのでしょう。

**○公園課長**

今90ある公園のうち、数はすぐ出てきませんが、大体ついている公園の方が多いと思います。

**○秋山委員**

認識不足で済みません。やはり、小さい子供は喜んで遊ぶのが今おっしゃった砂場なのですね。今の状況であれば、管理が悪いなど。何といいますか、手を入れれば、結構、危険なものも含まれている要素もあるので、私は、手を加えながら、本当に安心して遊べる状況で残してもらいたいという希望です。

それから、お年寄りのあずまや云々というお話をお聞きしましたがけれども、具体的に、済みません、ちょっとイメージがわからないものですから。

**○公園課長**

あそこのところを短絡的に入船の方から花園方面に歩いている方もたくさんおられますし、あの中で散策されている方もおります。何年か前に、歩いている方で、ベンチが足りなくて何とかしてくれというようなこともありましたので、今回、ベンチを園路沿いとか緑の方に少し持ってきてまして、そして、今のところは地べたに座するというよりも、やっぱり屋根があった方がいいという形であずまや、これを１点持ってきて、このように考えております。

**○秋山委員**

整備の内容としてはまだまだ寂しいというのが現状なのですが、今後、こういう公園再整備に関して、市としてはどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

**○公園課長**

これが第１号の再整備という形で、今後、利用率の多いところの公園、こういうところから再整備をやりたいと。やっぱり予算のつく限度でやらなければならないと思いますので、皆さんの要望等もお聞きしまして、今後、中に入っていくまして、それでやっていきたいと考えております。

**○秋山委員**

関連しまして、あそこの入船公園は、横の方から細かいコンクリートの階段がずっとおりるようになっておりますが、あれはあのままの状況ですか。

○公園課長

春日台の方からおりてくる階段でしょうか。

○秋山委員

ええ。

○公園課長

あれまで手をつけるということは今考えておりませんが、何年か前に真ん中に手すりをつけたという記憶がございます。

○秋山委員

12月の一般質問で、3世代が交流できる場を提供してほしいという質問をいたしました。個人的には、こういう形で整備がされていけばうれしいなという思いなのですが、違う観点から見たときに、唯一、あそこは子供の野球場、グラウンドですから、しょっちゅう試合が行われております。できることであれば、今後、そういう面にもぜひ手を入れていただきたいという思いがございます。

こういう面は、また、違う予算になるのですか。公園整備に入るのでしょうか。

○公園課長

あれは、入船公園の用地内の多目的グラウンドということです。

ただ、今回、予算の限度というものがございまして、そちらの方まで手が回らなかったという現状でございます。

今後とも、ああいうグラウンドは、悪くなってきますと、私たちは、石ころとかそういう整備関係は適時にやっておりますので、今後の再整備という形の中で予算がつく限度内でやはりやっていきたいな、こう考えております。その現状、その現状で、公園に合った形でやっていきたいと考えております。

○秋山委員

公園関係の質問はこれで終わらせていただきます。

◎除雪と歩道の雪対策について

それから、除雪に関連してちょっとお尋ねしたいのですが、去年でしたか、二、三年前なのか、手元にちょっと資料がないのですが、凍結した路面をカッターみたいなのを入れて滑りづらくするというような事業が行われていたように思いますが、これは今年度はどうだったのでしょうか。

○土木事業所長

今、委員のおっしゃいましたのは、つるつる路面对策の一環といたしまして、今年も15路線、9キロ、溝をつける機械が稼働しておりました。それで、これが稼働する路線は主に幹線道路でございます。したがって、溝を掘った直後はいいのですが、交通量が多いものですから、すぐに溝が埋まってしまうというのが現状でございます。

したがって、今後につきましては、やはり砂まきの方が効果があるのかな、ちょっとそういうふうには考えております。

○秋山委員

正直に言いますと、今年度ほど、溝が入っていた方がありがたかったのではないかなと感じました。車だけでなく、十字路になっているところは人も歩きますね。そういうときに、溝があった方が歩きやすかったのかな、今年こそ欲しかったなという思いで転ばないように歩いておりましたけれども、今後はどういうお考えなのでしょうか。

○土木事業所長

ですから、全く効果がないとは私は言っておりません。あくまでも、やった直後は、やはり溝が掘られているの

で効果があります。ただ、車の量が多ければすぐ溝が埋まっていくような状態になるので、それで、やった直後は効果はあるのですけれども、持続効果がないということで、我々は、今後、つるつる路面に対しては砂の方で対応していった方がいいのかなという考えは持っているわけです。

**○秋山委員**

それと、道路の状況を把握するために、タクシー会社のドライバーさんに提供を求めたということは過去にございましたね。どうなのでしょう。

**○（土木）管理課長**

これは、平成８年か９年か、今ちょっと忘れちゃったけれども、正式にタクシー会社の方にお願いに行きまして、そういう状況があったら、それは夏と冬のフルシーズンで、道路の状況で気のついたこと、それから危険な箇所があったら通報してくれということ、正式にお願いしているのです。それは今も継続しているのですが、当初から、たしか私の記憶では１件か２件しかないような状況なのですね。

結果的に、もう何年かたっていますので、また、この辺も、再度、タクシー会社なんかとも改めて話をしなければならぬと思っています。

**○秋山委員**

実は、タクシーのドライバーの方からそういう声が、要するに、さっきのカッターの面だとか砂まきの部分で、要するに、通勤時間でないときを避けて砂をまいていると。車が一番通るときに使われていないのではないだろうかというような内容の言葉が出たのは、プロのドライバーの方からだったのですね。

たしか、市としては、タクシー会社に依頼して、道路の状況を皆さんから提供してくださるようお願いしているはずなのですが、会社の方でそういうお話はございませんかと聞いたら、一切ないというような返事だったのですけれども、これに関してはどうなのでしょう。

**○（土木）管理課長**

今、私が申しましたとおり、一応そういう形で正式にそういうやりとりをしましょうということでお話をしたのですが、一つには、当初からそれほどの件数が来なかったということは、各会社での周知が、私どもは実は組合を通して各会社にお話をしてくださいということで、個別に会社に行っているわけではないものですから、その辺で各会社へのいわゆる周知方がどうだったのかというのはちょっと検証しなければならないと思っています。また、タクシードライバーさんも、人も変わっていく中で、やはり、その会社が徹底して従業員の方に周知していかなければ、制度としてはなかなか生きていけないと思います。先ほど申しましたように、この辺につきましては、また改めて、組合の方と周知方についての話し合いを持たなければならないというふうに思っています。

**○秋山委員**

やはり、この路面に関しては、私たちよりも、それで生活している方々が一番敏感かと思いますので、そういう部分は、今後、ぜひ徹底されていってほしいと思います。

それと同時に、歩道に関してなのですけれども、確かに、今年度は例年と違いまして寒さも一段と厳しかったという状況の中で、車道に対しての砂まきという部分での対応はあったのですが、歩道に関してはどうなのでしょう。

**○土木事業所長**

本来、我々は車道のみの砂まきはやっております。

しかし、今年のように寒くて歩道がつるつるになったときには、我々は、横断歩道の段差解消では、今、３組の人力でお願いしております。地域といたしましては、稲北から信香地区までの範囲なのです。それで、中心部の歩道につきましては、急遽、その方々の手をおかりしまして歩道の砂まきは実施いたしました。

**○秋山委員**

実は、ロードヒーティングなどがついていて、そこには砂箱は必要でない箇所もそのままという状況のところもございます。

それから、砂が入っているものですから、持ってきてまきたいなと思っても、何となく気が引けるという部分があるのですけれども、そういう部分は車道用の砂箱の砂を歩道用に使用してよろしいのでしょうか。

#### ○土木事業所長

確かに、ロードヒーティングのところにも砂箱はついております。これは、例えばヒーティングが故障した場合に砂をまかなければならないので、撤去はしておりません。

それで、皆様方が遠慮なくその砂箱から砂を持って行って自分たちの歩く道にまいていただくのは、大いによろしいです。

#### ○秋山委員

そういう部分も、謙虚なものですから、ぜひPRを、広報にでも載せていただければ安心して活用ができるのではないかなと思いますので、その件もよろしくお願いします。

あわせて、さっきお話ししましたが、歩道の部分のつるつるですが、今年は中心部で融雪剤をまかれていたということで、氷の上に乗っている雪の質が変わっているように感じていたのです。何といたしますか、そこはがっちり凍っていて、上のところは、毎年降って固まって歩きやすいという状況ではないのです。下手に乗っかれば転んでしまうという状況があちこちで見られました。

そういう面から考えまして、人の歩く部分にも対処していただければありがたいと思うのですが、この点はいかがでしょう。

#### ○土木事業所長

今年の冬は、本当に例年になく寒波で低温が続きました。真冬日も、昭和63年以来、13年ぶりに16日という記録となっています。したがって、道路なり歩道の路盤自体が相当しばれています。したがって、除雪をやっても、かたくて路盤自体を削ることができないのです。そういう状況の中で、今年は終わろうとしておりますが、今後につきましては、車道のみならず、歩道もそういう手をおかりしまして砂散布に努めたいと考えております。

#### ○秋山委員

毎年、その年に行われたことを反省しながら、また、次の年も除排雪に当たっていくかと思いますが、ぜひこのことも参考にされて、よりよい道路事情にしていいただければありがたいと思います。

#### ○委員長

それでは、公明党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

---

#### ○松本（聖）委員

#### ◎都市計画道路について

先ほど公明党の斉藤（陽）委員から都市計画道路について何点か質問がございまして、その中で、数点、気になったことをまずお尋ねしてから質問に入ります。

都市計画道路の長大路線に関しては、大きな補償等を伴うということで、当面、着手を見合わせるということなのでございますけれども、具体的に長大路線というのはどれを指しておっしゃっておられるのですか。

#### ○（土木）建設課長

長大路線というと、市内にはまだまだかなりあると思います。例えば、都市計画道路としてまだ街路事業等の手を何ら入れていないという路線としては、大通線がございまして、高島中央線、あるいはオタモイ線、東通線、こんなような路線がありまして、まだまだ十数路線ございまして、代表的なものとしてはそういうものがある

と思います。

○松本（聖）委員

それで、手つかずの路線といいますか、今おっしゃった中で、途中で終わっている路線もございます。去年の３定でも、私は代表質問でお聞きいたしまして、見直す考えはないのかと質問をさせていただきました。これに対して、慎重に検討したいという市長のご答弁をちょうだいしております。

この都市計画とは別に、今、小樽市内で商店街の整備ということで道路の整備をしたいのだという申し出があると同っておりますが、具体的にどこどこを指しているのか、教えていただけますか。

○（土木）建設課長

商店街から、道路の整備といいますか、商店街の環境整備の一環で歩道なり側溝なりの整備をというような形で今我々と話し合っているというのは、花園銀座商店街と花園３丁目会の二つでございます。

○松本（聖）委員

いわゆるグリーンロードではなくて、何と言いましたか、レインボータウンだと思うのですが、そういう認識で間違いないですか。

○（土木）建設課長

一つはレインボータウンです。

○松本（聖）委員

レインボータウンなのですが、都市計画道路の平成11年の資料なのでちょっと古いのですが、３、４、16、大通北線ということでいいのでしょうか。

○都市計画課長

都市計画の街路としての呼び名として大通北線という形になっています。

○松本（聖）委員

この線は、都市計画概要というものから追っていきますと、詳しくは読み取れないのですが、昭和10年10月12日の内務省、内務省というのは古い名前ですね。内務省告示第 548号というので決定されているとなっているのですが、これは間違いないですか。

○都市計画課長

今の路線につきましては、昭和10年ですか、間違いないと思います。

○松本（聖）委員

すなわち、66年前の計画なのですね。これは、数度、見直しをされておりますね。この大通北線に関しては、昭和36年に、これは40年前です。拡幅の決定がされて、それから、昭和38年、38年前です。これは決定が見直されているのかな。一度決定を廃止して、新たに決定がうたわれているのですね。それから、最終の見直しが、昭和47年、29年前です。やおら30年も昔の話です。この道路網の見直しによって全面変更がされています。30年間ほったらかしにされていた計画なのでございます。

長大路線ですから今後もやらないと、当面とついていましたが、当面、着手しないということでしたけれども、今回、地元でこれを独自に整備したいという声が上がっているわけですね。この都市計画との整合性といいますか、何か問題になる点というのはないのでしょうか。

○（土木）建設課長

今回、地元の方が今ご検討されている分、そして、私どもがまたいろいろとご相談申し上げている部分というのは、あくまでも現況の道路幅員の中での整備ということでございますので、その点においては、都市計画上の問題というのは特に出てこないというふうに考えてございます。

○松本（聖）委員

市民の声としまして、前回の昨年の３定の後に何本かレインボータウンでご商売を営んでおられる方からお電話をちょうだいいたしました。１人ではないのですね。何人もから電話が来ました。小樽市は早く決断をしてほしい、やるのかやらないのかははっきりしてほしい、やらないのならやらないで整備の仕方がある、やるならやるで整備の仕方がある。これからの行動に対して制約を受けておるのだから、方針をはっきり決めてほしいのだということなのです。同様の趣旨のお電話が、私の知る限りで３本、自宅の方に入っておりました。

そこで、小樽市としては、地元の意向といえますか、こういったものを十分にくみ上げて、よりいい商店街といえますか、商店街活性化のための地元の意見というのを聞き入れていくべきなのではないかなと思うのですが、この都市計画決定によって道路の整備にもかなり制限がされると思うのですが、その点についてどのようなご見解をお持ちでしょうか。

### ○都市計画課長

都市計画街路につきまして、地元の意見をどう反映するかというか、どう考えていくかということだと思います。

まず、委員もご承知のとおり、都市計画街路につきましては、市街地の骨格的な機能を持つ道路を都市計画道路として決定をして位置付けをしていく。そして、その結果、都市計画事業として整備をしていくと。そういった中では、当然、国の費用を使って整備をしていくという形になるものですから、都市計画の位置付けが必要になってくると。そういった中で、一つには、道路を構成する幅員ですが、車道、歩道、そういったものは、当然、道路構造令の中でそれぞれ基準が決まっているといったこともございます。そういった中で、今の都市計画街路でいくと、大通北線などは、将来交通量、これは、当然、将来人口だとか、それから車の保有台数の伸び率など、総合的に判断して道路ネットワークを決定しているわけです。これについても、一番早いもので昭和10年からやってきていますが、当然、それぞれ定期的な見直しをやってきて、重要な道路という形では変わらない路線にはなっておりまして。そういった中で、将来交通量から見ると、現在もあそこは２車線の対面交通になっています。それで、将来の交通量からいって、対面２車線で十分間に合うかなといった形になっているのです。それで、果たして現在の幅員でどうなのかといったときに、やはり、道路構造令という基準があって、あそこはやはり18メートルという拡幅をしていかなければならないといった形で今まで来ているわけです。

これからも、住民の方々からいろいろな意見をいただいているところですが、それなりに拡幅事業に対して協力をいただいて、下がっている場合、または、その部分に対して２階まで建物を建てて、計画ラインから後ろの方を３階建てにしているとか、そういった面では協力をいただいている方もいます。そういった中では、今後、見直しはできるかどうかはちょっとわかりませんが、今の段階では、大体平成16年から18年にかけて、パーソントリップ調査というのがありまして、これは道央都市圏、小樽も入っているのですが、道央都市圏でのパーソントリップ調査、これは人の動きから将来の交通量を推計するといった形になっています。この時期に来ますので、それをもとにして、全体的にそこということにはなかなかかなりづらいのですけれども、全体な道路の見直しも含めてあり方について検討していこうかなというふうには考えております。

### ○松本（聖）委員

長大路線がいっぱいある中で、レインボータウンを例にとりて今話をさせていただいておりますけれども、ここというのは、昼間は車両は通行どめですね。ホコ天になっているのです。交通量という面では、理論的にはといいますか、額面上は昼間はゼロのはずなのです。それでも、市内の交通は滞っておるかという、それぞれ振り分けていますね。こういった現状をきちんと勘案した調査といいますか、通れるのだから、道路としてあるのだから、そこも通れるということを仮定して計画を立てるというのではなくて、現状は通れないと。

それで、地元の人は何と言っているのかと言うと、「じゃあない」と。今でも広いとは言えないけれども、この現状を認識した上で、今の経済状況から、お客さんの状況から、全部勘案した状況で、今の状況のまま、現況のまま、これをきれいにしていきたいのだと言っているわけですね。しょうがないじゃないかと。

でも、この都市計画によって制限される、やりたいことの一部分が制限されるという現実があるわけですよ。ですから、早急に現状認識を新たにしてお見直しを、というお願いを再三しているわけです。

いかがなのでしょう。この16年から18年、パースントリップ調査ですか、これを行うわけですね。その際、そこが現状はホコ天になっているのだということを、今までの交通量の調査だとか何とかというのは、そういうことを無視してやっておられたと伺っておりますけれども、どうなのでしょう。そのときに、長年、ホコ天として使われているのだということを考慮した調査といいますか、結果を出していただけるのでしょうか。

#### ○都市計画課長

現在の大通北線については、一部で時間的な形でそういった歩行者天国があり、制限をされて交通量がゼロの状況の時間帯もあるという形になってはいますけれども、将来交通量の考え方としましては、大通北線は非常に長いスパンになっていて、そして、あくまでも今までホコ天をしてきているという状況については、商店街と小樽市、公安委員会を通してやられた形だと思うのですが、あくまでも将来も果たしてそれでいくのかどうかということもまたあると思うのです。ただ、まだその辺がはっきりしていない中では当然そこにも交通量が流れるという形をとっていますので、今の段階では、あくまでも将来交通量についてはほかの路線と同じような形では考えているということです。

#### ○松本（聖）委員

あそこの商店街は、将来的にあそこは昼間はホコ天にしたいという希望なわけでしょう。広がったから自由に通っていいですというものではない、地元の意向は、そういうことなのです。だから、そういう地元の意見を十分聞いてあげてくださいよというお願いなのです。

私から見ると、小樽市のやろうとしていることといいますか、それは、何とも過去の亡霊を引きずっているような、この都市計画によって市民の経済活動が妨害されているように見えてならないのです。多くの市民の方もそのように思っておられるのです。だから、賛同のお電話をちょうだいするわけです。

市民感情といいますか、市民のご意見を真摯に受けとめて、何とか早急な見直しをしていただきたい、十分考慮して、十分な配慮をした上で、将来的な見込みといいますか、人口動態ですとかそういったことも十分勘案した上で、早急に見直しをしていただきたいとお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○建築都市部長

レインボータウンの整備、花園銀座街の整備については、以前から、まちづくりという観点から何とかにぎわいを取り戻したいという考えがありますので、それについては市の方でも協力しましょうということで話を進めてきました。

ただ、今、都市計画道路の位置付けということになりますと、大通北線が都市計画道路になっていますので、その一部だけを外すということが現実かどうかという話もありますので、そこら辺の整理等の兼ね合いも含めて、どういうふうにできるのかということは当然やっていかなければならないものだと思います。

それで、その部分が、要するに都市計画上の街路事業という整備でいいのか、できるのか、それとも、そういう街路事業ではなくて、別な手法で地元の人方と話して整備していくのかということについては、これからいろいろ検討してみたいということで、ひとつご理解をしていただきたいと思います。

#### ○松本（聖）委員

確かに、これは長いのです。物すごく長いのですよ。末広町の端からずっと潮見台の方までですものね。確かに、この一部だけとって、そこだけを廃止せよと言っているのではないのです。それ以外のところだって、今、この現状でどれだけの交通量があるのですか。僕もよくこの道路は通りますけれども、この計画は、ほとんど将来的に見ても意味がない。僕は、小樽の将来を見据えても意味がないと思うのです。ここに莫大な金をかけて拡幅する意味がないと思うのです。そういうことも考えてくださいよ。そこだけを外せと言っているのではないのです。

全部見直してくださいよということです。ぜひとも前向きにご検討いただきたい。一言だけ、検討するという約束だけしてください。

### ○建築都市部長

どこをどういうふうに約束するかというのはもちろんあるのでしょうけれども、先ほど都市計画課長も言いましたように、16年、17年のパーソントリップ調査もありますので、その中で、どの部分をどういうふうに直していけるのかということは、その結果を見てからでないと、ここで太鼓判を押してどこどこをどうしろという話はちょっとできませんので、その辺は、当然、先ほどから言っていますように、パーソントリップの状況によって見直さなければならぬところは見直していくということは毎回やっていますので、そういう答弁でひとつご理解をいただきたいと思います。

### ○松本（聖）委員

先ほど、都市計画にのっとってご協力をいただいている地先の方々がおられる、もう現に引っ込んでいるというところもありますね。そういう方々の補償は、それではどうするのか。今ここで都市計画の決定を外してしまったら、先に引っ込んだ人は文句を言うのではないかと、いろいろな心配があると思うのです。

そこで、引っ込んだところを活用すればいいではないですか。地先の方々にも喜んでいただけるような活用方法を考えればいいわけですよ。例えば、ポケットパーク的な緑地にするとか、それは商店街だったら憩いのスペースになるわけではないですか。木を植える、花を植える、ベンチを置く、そこに疲れたお年寄りが休んでいる、子供の手を引いたお母さんがそこで休憩をする、そういう集いの場に使えるわけですね。だから、全くむだになるわけではない。人が集まってきたら、その引っ込んだ商店の方は、もしかしたら喜んでくれるかもしれないですよ。最初は文句を言うかもしれないが、「おれは先にやって損した」と言うかもしれない。けれども、結果として喜んでくれるかもしれない。そういう計画だってつくれるわけですね。ですから、いろいろな検討ができると思うのです。

### ◎公園の緑化について

それで、そのポケットパークなのですから、ちょっと公園の方の話になります。

私は、いつも言っているのですけれども、小樽市内を見て緑が少ないと思うのです。これは、市民1人当たりの緑地面積というのか、小樽は山に囲まれていますから、郊外に行くと緑だらけですが、市内の緑地面積というのはどうなのでしょう。ほかの都市に比べて多いのですか、少ないのですか。

### ○公園課長

申しわけありませんが、今ちょっと資料を持ち合わせていないものですから、後からまたお答えします。

### ○松本（聖）委員

細かい数字はいいです。見た目で言います。私は少ないと思うのです。むしろ東京23区の方が町中の歩道の緑は多いです。見た目ですよ。区内には、いわゆるポケットパークというか、緑地が非常にたくさんあります。

それで、公園と一口に言いますが、何かいろいろな種類があるのですね。街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、緑地と。市民はこんな区分をしません。全部公園です。

公園の存在意義というのは何なのでしょう。

### ○公園課長

公園存在意義ですが、これは、やはり付近住民及び市民がそこに来て、憩いの空間として、そこで休憩できて遊んでいける、一種の休息地、このように考えております。

### ○松本（聖）委員

うちの近くにも、いわゆる街区公園というものがあるのですよ。赤土がむき出しで、ブランコがあって滑り台があって砂場があって、ベンチが幾つかあって、夏のかんかん照りのときなどは大変なのです。土の照り返しというのも意外と暑くて、とても憩える場ではない。冬は雪捨て場になっていますしね。憩いの空間でしょう。



私が個人的に思うに、この緑といいますか、植物というのが、精神安定剤といいますか、人間に安らぎを与えてくれる一つの材料だと思っているのですが、緑豊かな公園もないとは言わないですけれども、何で小樽市の街区公園なり何なりというのは木が植えられていないのですか。木陰すらないという状況なのですが、どう思われますか。

#### ○公園課長

その場所、その場所に応じて、今まではやはり遊具が優先的であった、このように考えられております。今後は、再整備という形の中で、緑もどんどん取り入れていかなければならないとは考えております。

#### ○松本（聖）委員

セントラルパークとかハイドパークとは言いませんから、本当に市民が憩いの空間として使えるような公園の整備をぜひとも考えていただきたいと思うのです。木陰があって、ベンチがあって、休めるような公園、これも公園です。当然、子供が遊具で遊ぶ公園、これも公園です。

けれども、遊具と樹木と一緒にあってはいけなかいかなということ、そうではないわけですからね。天狗山の自然の村はなかなかいいではないですか、私は大好きなのですけれども。木に囲まれて子供が遊んでいるあの空間というのは、私は好きです。ああいう公園づくりがあってもいいのではないかなと思うのです。

将来的に、公園の緑化ということについて、予算も含めまして、小樽市はどう考えているのでしょうか。

#### ○公園課長

公園の中だけではなくて、緑化ですから、市内全域にわたると思うのです。そうなりますと、街路をつくるときにも街路樹というものが出てきますし、各ポケットパーク的なものの中に、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、ベンチや木陰という感じで木を配列していただくとか、緑地の中に木を配列していただくとか、それから、緑化もありますけれども、花という部分もありますので、空き升だとか、そういうものの中に市民に花を植えていただいて、知覚効果、こういうものも上げていければ、一つのまちづくり、都市景観の向上にもなるのではないかと思います。

それで、今、都市計画課の方で緑の基本計画というものを作成しておりまして、その中で、これからの緑化の増進を図るためにはどういう方策がいいかということをやっておりますので、それを目安にして今後ともやっていきたいと考えております。

ただ、公園の再整備という中でも、まず早目にやっていけるのはその方策からではないかと思われますので、再整備を考える際にもそういう木関係を多目に取り入れていきたいなと、このように考えております。

#### ○松本（聖）委員

ところで、今年は、こういう緑の整備のための予算というのは幾らくらい計上されているのですか。あちこちに分散していると思うのですが。

#### ○公園課長

緑化の整備という形になりますと、今回、なえぼ公園に桜を植えようという形で考えております。それが 200万円くらいという形で考えております。

あと、まちの中には、今緊急に木を植えるという形の部分は考えております。

#### ○松本（聖）委員

緑の基本計画、これはいつできるのですか。

#### ○都市計画課長

緑の基本計画ですけれども、これは緑地の保全と緑化の推進ということで、現在、現況調査といった形と、それから課題整理という形で作業を進めておりまして、平成15年度に策定をしたいというふうに考えております。

#### ○松本（聖）委員

ということは、15年度以降、市内が緑いっぱいになる予算を獲得していただけるというか、つけていただけると

いうことと認識してよろしいのですか。

○都市計画課長

そういった形になってくれれば一番いいのですけれども、果たしてそれがどうなるかというのはちょっとわからないです。

○松本（聖）委員

やりますと言ってくればいい。

○都市計画課長

そういった方向になるよう我々も計画自体を早目に策定して、そういう形にしていきたいと考えております。

○松本（聖）委員

今、地球温暖化も叫ばれておるところですから、極力、緑豊かな、地球温暖化防止のためにも、少しでも、1本でも植えた方が、ないよりは、何ぼかは効果があるはずですから、前向きにご検討いただきたいと思っております。

◎ロードヒーティングについて

まだ、時間内だと思いますので、ロードヒーティングについて2、3点お尋ねしたいと思います。

小樽は山坂が多いまちだからロードヒーティングが必要だというのはわかるのです。特に、南北に長いまちですから、南北に貫いている道路というのがたくさんあると思うのですね。沢があって、尾根があって、南北に道が走っているということは、北斜面と南斜面というのは当然あると思うのですけれども、どうなのでしょう、当然、南斜面の方が日当たりがいいので、素人的には雪がよく解けるのではないかと思うのですが、ロードヒーティングに与えている影響というのはどうなのですか。

○（土木）関野主幹

ロードヒーティングの維持管理というか、電気で動くためには、うちの方では、今言った路面温度、外気温とか、そういうものをいろいろ組み合わせてロードヒーティングを稼働させるかどうかということを自動的に決めております。その中で、日当たりのよいところ、外気温とか路面温度というものが高いところについては、当然ヒーティングが稼働しないと言うのですか、融雪モードに入らない道路が多くなっているところがあります。

○松本（聖）委員

当たり前のことを一つ聞くのですけれども、北斜面と南斜面は制御は別ですね。

○（土木）関野主幹

制御というか、システムのなものについては、先ほども言いましたように、路面温度を管理するセンサー、外気温を感じるセンサー、そのほかに降雪センサー、あと水分を感じるセンサー、この四つをつけておりますので、システムのことは同じです。ただ、日が当たっているところがあれば、先ほど言いましたように、当然、その分だけ稼働時間が短いということは起こると思うのですが、システムのことは同じです。

○松本（聖）委員

別々に作動するのでしょうかということです。

○（土木）関野主幹

そうです。ですから、小樽市内すべてのものが一斉に作動するということではなくて、各設置場所にセンサーがついていますので、その場所で感知して作動するということです。

○松本（聖）委員

要するに、北斜面と南斜面が一斉に、一つのこんな坂で、北と南と両方一遍に入ったり切れたりするわけではないでしょう。北は別、南は別ということになっているのでしょう。そうなのですね。わかりました。当たりのことだと思ったのです。それで、せんだってからの議論を聞いていますと、なかなか小まめな入り切りが気象の急激な変化に対処できないのだということでございましたよね。そうだったと記憶しているのですが、どうですか。

## ○（土木）関野主幹

今年の気温につきましては、先ほど事業所長の方からも言いましたように、例年以上の寒波がありまして、日中の気温が零度を下回る真冬日の時間が非常に長かったものですから、センサーが感じて起動する時間が非常に長かったということでございます。

## ○松本（聖）委員

確かに、おてんとうさま相手の仕事ですから、非常に難しいのはわかるのですが、それであっても、莫大な電気を消費して相当金額を使っているわけです。

そこで、先ほどからセンサー、センサーと言っていますが、このセンサーの研究といいますか、これは小樽市がやるべきことかどうかはわからないのだけれども、そういったことに金を使ってみるというのも一つの手ではないかと思うのですが、どうですか。

## ○（土木）関野主幹

光熱費につきましては、土木部の方で言っているのですけれども、毎年非常にお金がかかっていると。昨年度、平成11年度でいけば2億 4,000万円ほど光熱水費にお金がかかっているということです。そういうこともあるものですから、当然、光熱費の軽減というのですか、効率を上げるというのは、当然、維持管理をしている上では非常に大事なことだということは承知しております。

そういうことも含めて、ロードヒーティングのシステムのなものについては、各自治体がいろいろなやり方があります。今言っている4要素というのですか、過去にはもっと少ない要素でやったのですが、できるだけ効率を上げるということで今4要素でやっておりますけれども、そういう開発の情報収集については常日ごろ行っているところでございます。当然、今後、ロードヒーティングのいろいろなシステムについて、新たな方式の情報等が入りましたら、そういうものについての調査をして、小樽市で利用できるものがあるのかどうか、その辺を検討をしてまいりたいと思います。

## ○松本（聖）委員

2億 4,000万円なら1割節約しても2,400万円ですから、10年で2億 4,000万円でしょう。報奨金を出してでも民間に、市がみずから研究所をつくってやれというわけではないですから、民間委託でも公募でも何でもいいですから、ぜひとも、金を払ってでも、いい意見を市中から取り入れるという方法を考えてもいいのではないかと思います。

問題はセンサーなのです。常時そこに人が張りついていて、スイッチを入れたり切ったりできるのだったら一番いいけれども、そうもいかないので、そうすると人件費の下敷きになってしまいますから、それは機械にやってもらうのです。機械にも限界があるわけですから、どんどん進歩させなければいけない。そういう研究にぜひとも金を使っただいて、電気代を節約して、さらなるロードヒーティングの新設に向けて努力していただきたいと思うのです。何とかそういう研究費を考えてみてください。いかがでしょうか。

## ○土木部長

実は、私は、30年くらい前になりますけれども、北大の研究室と北電とヒーティングの専門メーカーと小樽市が入って、今おっしゃる研究をやったのです。というよりも、向こうが先にやっていたのです。その後、今、主幹が言いましたように、当時のセンサーは2要素だったのを3要素に変えました。というのは、おのおのロードヒーティングのメーカーが、今言いました大学だとか電力会社と提携していろいろな研究をしています。私どもの方でも、今のような除雪費の3割も電熱費で持っていられる状況というのはかなりつらい部分があるものですから、そのところについての研究は大いにやってくれという話をしています。

それから、電気の入り切りの関係なのですけれども、センサーを幾らやってもだめな問題が一つあるのです。それは、冬の天気は急激に変わってしまうということで、電源を切ってしまっただけで熱を上げて融雪の路面温度まで持つ

ていくには、２時間とか、ひどい状況だと３時間かかるという問題があるのです。そのために余熱運転をしなければならない。例えば、今日のように一日プラスというときは切りっ放しでいいので、電源を落としてしまうのです。ところが、そうではなく、マイナスになるかもしれない、雪が少し降るかもしれないという情報があるときは、余熱運転をかけざるを得ないという気象との闘いというつらさがあって、センサーだけでは処理できない部分があります。

それで、先ほど砂まきの話で、地域の方の協力とかタクシー会社の協力というお話がちょっとありました。私はまだ内部的には整理していませんけれども、例えば、その沿線の人で、24時間やっているコンビニなどがあるとするれば、そこに委嘱して、うちの方の気象情報を上げて、それで操作をしてもらうということだとか、そういうきめ細かい対応というのはかなり効果があるのかなと思います。

実は、平成11年に、マン・ツー・マンのような形で１カ所だけそれをして、今年も継続しているのですけれども、それで大体１割くらいカットできたという実績がありますから、もう少しそこら辺も含めて研究しなければいけないなと思っています。

#### ○松本（聖）委員

今伺ったご意見を総合して考えますと、過去にも研究をしていると。技術的には30年前とはえらい変わっているはずなのです。ですから、やはり、そういう研究というのは引き続き情報を取り入れていただきたいということです。

それから、現状では、人力に頼らざるを得ない部分というのは大いにあるのでしょから、そういったことも検討していただきたいと思います。

そんなところです。少しでも新設していただきたいということですから、そのためにランニングコストを下げてほしいというお願いなのです。ぜひお考えいただきたいと思います。

#### ○委員長

答弁はよろしいですか。

#### ○松本（聖）委員

お願いですから、結構です。

#### ○委員長

市民クラブの質疑を終結し、以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。